

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第67号 指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第69号 農村地域工業等導入促進法に係る瑞穂市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について
- 日程第4 議案第74号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第77号 平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第78号 平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第75号 瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第79号 平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第68号 瑞穂市暴力団の排除に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第70号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第71号 瑞穂市情報公開条例及び瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第72号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第76号 平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第14 請願第1号（平成23年） 地区公民館補助金増額に関する請願
- 日程第15 議員定数削減検討特別委員会の最終報告の件
- 日程第16 議会基本条例検討特別委員会の最終報告の件
- 日程第17 発委第5号 瑞穂市議会基本条例の制定について
- 日程第18 発議第6号 災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書について
- 日程第19 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19までの各事件

追加日程第1 発議第7号 瑞穂市議会議員定数条例の制定について

本日の会議に出席した議員

1番 堀 武 2番 熊谷祐子

3番	西岡一成	4番	庄田昭人
5番	森治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬捨男	10番	土田裕
11番	小寺徹	12番	若井千尋
13番	清水治	14番	山田隆義
15番	土屋隆義	16番	小川勝範
17番	藤橋礼治	18番	若園五朗
19番	星川睦枝		

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	副市長	奥田尚道
教育長	横山博信	企画部長	伊藤脩祠
総務部長	早瀬俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	高田薫
福祉部長	宇野睦子	都市整備部長	福富保文
調整監	岩田勝之	環境水道部長	弘岡敏
会計管理者	馬淵哲男	教育次長	林鉄雄
監査委員長 事務局長	松井章治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田宮康弘	書記	清水千尋
書記	今木浩靖		

開議の宣告

議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 諸般の報告

議長（星川睦枝君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

4 件報告します。

まず、1 件について、議会事務局長より報告させます。

議会事務局長（田宮康弘君） おはようございます。

議長にかわりまして 1 件報告いたします。

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第 3 項の規定により、監査委員から受けております。

検査は平成 23 年 9 月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められた。

なお、次の 2 点について配慮願いたい。

1．一般会計の国庫支出金と県支出金が遡及調定されているが、収入調定として整理する時期は交付決定されたときとされており、遡及調定はあり得ないはずである。今後、適正に処理願いたい。

2．国民健康保険事業特別会計の諸収入が、8 月末から予算現額より 700 万円以上となっているので、補正予算で対応すべきでないか検討願いたいとの報告でございました。以上でございます。

議長（星川睦枝君） 以上、報告した資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思えます。

2 件目は、平成 23 年第 4 回もとす広域連合議会臨時議会について、庄田昭人君から報告願います。

4 番 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） おはようございます。

それでは、報告をさせていただきます。4 番 庄田昭人です。

議長より指名をいただきましたので、平成 23 年第 4 回もとす広域連合議会臨時会について、代表して報告します。

第 4 回臨時会は、12 月 1 日に 1 日間の会期で開催され、今議会に広域連合長から提出された

議案は、条例の一部改正を行うもの1件でした。

内容は、平成23年度人事院及び岐阜県人事委員会の給与勧告に準拠し、もとす広域連合職員の期末手当や給料表などの改正を行うものです。

広域連合長より提出された議案は、広域連合長より提出理由の説明の後、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行い、いずれも承認または原案のとおり可決されました。

以上、平成23年第4回もとす広域連合議会臨時会の報告を終わります。

なお、臨時会の議案書及び詳細な資料を議会事務局に預けてありますので、御希望の方はごらんください。

以上、報告を終わります。

議長（星川睦枝君） ありがとうございます。

3件目は、お手元に配付しましたとおり、本日12月16日、議会基本条例検討特別委員長 広瀬武雄君から、発委第5号議会基本条例の制定についてを受理しました。

4件目は、お手元に配付しましたとおり、本日12月16日、若井千尋君から、発議第6号災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書を受理しました。

これらについては、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第67号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第2、議案第67号指定管理者の指定についてを議題とします。

これについては、文教常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教常任委員長 庄田昭人君。

文教常任委員長（庄田昭人君） ただいま議題となりました議案につきまして、会議規則第39条の規定により、文教常任委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

文教常任委員会は、12月6日午前9時30分から、巢南庁舎3の2会議室で開催いたしました。全委員が出席し、執行部から市長、副市長、教育長、教育次長及び所管の課長の出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した要点を絞って報告いたします。

議案第67号指定管理者の指定について、まず執行部より補足説明を受けました。

うすずみ研修センターは、平成21年度から平成23年度までの3年間の指定期間の満了に伴い、次の指定管理者を指定するものであり、特に今回は、指定管理期間の設定について、公益法人制度改正が平成25年11月までであることを勘案して、指定管理期間が終了するように2年間と設定した。

本築市において、この機会に指定管理のあり方について再度検討したとの話があった。

その他に、この施設は平成9年に施工し、若干の老朽化をしている。平成22年度の利用実績として、581人、20件の利用があった。瑞穂市としての利用はなかった。維持管理の費用面では委託料はかかっていない。利用者の施設利用料は市にいただくのではなく、委託料に充当していただくものになっているため、収入もなければ支出もないと。ただし、年間3,768円の火災保険料だけは支払っている。4年間連続の赤字で、累計赤字も1,000万円を超えた。改修になれば改修の費用、解体になれば解体の費用を負担しなければいけない。今後どうするのか検討しなければならぬと説明がありました。

質疑では、交通アクセスの点から考えても、だれが利用するのか当初からわかっていた。政策的な誤りであることが包括外部監査の報告にもあるように、やっと評価された。1億円が無駄になった。この施設は、2年間たったら本巢市に移管し、打ち切らなければならないが、どうするのかとの質疑があり、これは相手があることなので、まず瑞穂市として方向を決めて、本巢市に協議を重ね、両方の議会に議決をお願いする方向で進めていきたいとの答弁がありました。

包括外部監査結果として、本巢市に移管した方がよいとあり、市の措置状況では当面現状を継続するとなっているが、市の方向は移管すると決めているのかとの質疑では、まだ移管するところまでは結論が出ていない。この2年で協議を進めるとの答弁がありました。

その後、賛成討論として、本議案の2年間の指定管理者の指定を認めるものとして、2年先には、移管に当たって無償・有償などどうするかなどの論点をリストアップし、その根拠を明確にし、よりよい方向の選択をお願いしたいとの意見がありました。

採決の結果、全会一致で可決いたしました。

以上、文教常任委員会の委員長報告を終わります。平成23年12月16日、文教常任委員会委員長 庄田昭人。

議長（星川睦枝君） これより、議案第67号指定管理者の指定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第69号から日程第6 議案第78号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第3、議案第69号農村地域工業等導入促進法に係る瑞穂市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例についてから日程第6、議案第78号平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

これらについては、厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 土田裕君。

厚生常任委員長（土田 裕君） おはようございます。議席番号10番 土田裕です。

ただいま議長に発言の許可をいただきましたので、一括議題となりました4議案について、会議規則第39条の規定により、厚生常任委員会の審査の経過及び結果について報告をいたします。

厚生常任委員会は、12月7日午前9時半から、穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。全委員が出席し、執行部から市長、副市長及び所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、議案番号順に、要点を絞って審査の内容を報告いたします。

初めに、議案第69号農村地域工業等導入促進法に係る瑞穂市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例については、農村地域に企業を誘致するための条例であり、巢南地区の一部において企業が新設または増設した場合、その固定資産税を3年間免除する条例であります。平成21年12月31日に適用期限が終了しています。その後2年間様子を見ていたが、動きがないため、今回条例を廃止するものであると補足説明がありました。

質疑、討論なく、採決に入り、全会一致により可決いたしました。

続いて、議案第74号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。改正の趣旨につきましては、現在の瑞穂市国民健康保険の運営状況は、2年単位に課題を検討し、その状況に応じた改正に努める必要があります。

改正の内容は、基礎課税分が応能割、応益割を段階的に是正するもので、後期高齢者支援金、

介護納付金課税額では不足額を補うもので、これにより保険税負担の公平、適正化が図れます。さらに、課税限度額の引き上げにあわせて税率を改正することにより、低・中間所得層の負担軽減が図れるものであります。この改正における具体的な個々の事例の説明もあり、今年度調定額より1,530万の減額を見込んでいますと、今後の運営状況の補足説明もありました。

その後、質疑、討論なく、採決に入り、全会一致で可決いたしました。

議案第77号平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、予算資料に沿って補足説明があり、歳入歳出予算額にそれぞれ835万2,000円増額する補正であります。

質疑では、高額医療費共同事業の仕分けはどうかとの問いに、高額医療費については、国保財源、財政運営において、安定策として全県下で共同事業をしています。医療費が80万を超える高額医療費共同事業となり、30万円から80万円では保険財政共同安定化事業に分けられています。全県下で拠出金を出し合い、高額医療費の給付額に合わせて各保険者に交付されます。これは、医療費の平準化・安定化をさせるために、お互いに助け合う制度ですとの答弁でした。

次に、退職者の高額医療費が伸びているが、その起因は何かとの問いに、医療費全体の約70%が60歳以上の方で占めており、受診率も高くなっています。高額医療の方は白血病やがんなどの疾病であり、最先端の高度医療を施すことにより増加していますとのことでした。

次に、葬祭費とは何か、また葬祭費が減額補正されているが何かとの問いには、国保の被保険者が死亡した場合、その葬祭の給付として、申請により5万円を給付しています。75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入しているため、国保では給付件数が少なくなっているとの答弁でした。

次に、医療制度改革で医療機関に受診した際に100円が上乗せされると聞くと、内容はどうかとの質問には、平成24年度に診療報酬改定の基本方針が示された。その内容は、社会保障と税の一体改革を踏まえたもので、介護保険との役割の明確化、連携の強化などになっている。受診時定額負担についても、その一体改革の中で審議されています。今後、スケジュールを考えると来年1月末までに示される模様であるが、まだ詳細なことはわかっていないとのことでした。

次に、県の指針でジェネリック医薬品を使用することを審議されているが、市としてはどのように利用し、どのように推進していくのかとの質問には、ジェネリック医薬品の推進については、医療に使用した医薬品をジェネリック医薬品とした場合の差額を記載できるように検討されている。瑞穂市国保としても、ジェネリックカードの採用など積極的に考えていきたいとの答弁でした。

また、ジェネリック医薬品を利用するのはいいが、疾病によっては先進的な医薬品が必要である。安いからといって使うのは治療が長期化するので、ジェネリック医薬品の使用について

は注意が必要であるのではないかととの質問には、指摘のとおりで、疾病によりジェネリック医薬品の使用を促進するものでありますとの答弁でした。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決をいたしました。

議案第78号平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算にそれぞれ142万8,000円増額するものであり、予算資料により補足説明を受けた後、質疑に入り、広域連合納付金の基盤安定繰入金を納付する基準は何かとの質問に、保険料の軽減は、9割、8.5割、5割、2割軽減とあります。この軽減分は、県が4分の3、市が4分の1負担するものであるため、一般会計から繰り入れ、広域連合に納付しますとの答弁でした。

また、医療費の医療機関への支払いは出来高払いとなり、介護は包括払いとなっているが、現状はどうかとの質問には、後期高齢者医療の医療給付は広域連合で全県での支払いとなっているため、市では実態は把握できない。資料によると、被保険者数、1人当たりの医療費ともなふえているが、分析することもできませんとの回答でございました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上で、厚生常任委員会の委員長報告を終わらせていただきます。平成23年12月16日、厚生常任委員会委員長 土田裕。

議長（星川睦枝君） これより、議案第69号農村地域工業等導入促進法に係る瑞穂市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第74号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第77号平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第78号平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第75号及び日程第8 議案第79号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第7、議案第75号瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第8、議案第79号平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）を一括議題とします。

これらについては、産業建設常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 広瀬捨男君。

産業建設常任委員長（広瀬捨男君） 議席番号9番 広瀬捨男でございます。

議長より発言の指名を賜りましたので、ただいま一括議題となりました2議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設常任委員会の審査の経過及び結果について御報告いたします。

産業建設常任委員会は、12月7日午後1時から、巢南庁舎3の2会議室で開会をいたしました。4名の委員が出席し、執行部から市長、副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、

議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に、要点を絞り報告いたします。

初めに、議案第75号瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例についての審査では、執行部から、宝江地区の6.8ヘクタールについて、平成23年10月28日に地区計画の都市計画決定がなされたことに伴い、条例の適用区域に宝江地区を新たに追加し、建築物の用途や構造、敷地に関する制限を定めるための改正であるとの補足説明がございました。

その後、委員から、別表第2の中で、対象区域の名称、宝江地区地区整備計画区域、計画区域、工業地1についての建築物等の用途の制限を見ると、工場、倉庫及びこれらに附属する事務所以外の建築物である住宅等は建てられないとしてあり、括弧書きで建築基準法別表第2（ぬ）項に掲げる建築物を除くとあるが、（ぬ）項は建築してはならない建築物が規定しており、それを除くということは、建築できない火薬や有害物などの危険物を扱う工場等が建築できると解釈されないかとの質疑があり、この地区では、建築ができる工場は火薬や有害物などの危険物を扱う工場以外のものとしているとの答弁がございました。

その他に、市街化調整区域であっても、地区計画を定めたのであるならば、犀川地区と同じように建ぺい率と容積率を決めて、別表第2に記載しなければならないのではないかとの質疑があり、現在、市内の市街化調整区域については、建築基準法に基づき、建ぺい率60%、容積率200%、ただし呂久地区については建ぺい率が70%と規定されているが、宝江地区については、この地区計画の中でこれと異なる規定をしていないので、あえて別表第2には定めることをしなかったとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決をいたしました。

次に、議案第79号平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）についての審査では、補足説明として、今回の補正の主なものとして、岐阜市と職員1名の人事を行っており、これに伴う給与等の差額分を負担金として支払っているが、その額が確定し、300万円増額の必要が生じたための予算措置と、当初予算で計上した管路工事において、口径100ミリで拡張工事を計画したが、現在策定中の幹線管路網計画において、口径を150ミリとする必要性が考えられるため、翌年度の施工予定に変更するため、これに係る工事費及び設計委託料3,805万8,000円を減額するものと説明があった後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。平成23年12月16日、産業建設常任委員会委員長 広瀬捨男。

議長（星川睦枝君） これより、議案第75号瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第79号平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第68号から日程第14 請願第1号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第9、議案第68号瑞穂市暴力団の排除に関する条例の制定についてから日程第14、請願第1号（平成23年）地区公民館補助金増額に関する請願までを一括議題とします。

これらについては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 森治久君。

総務常任委員長（森 治久君） 議席番号5番 森治久です。

議長に発言の許可をいただきましたので、ただいま一括議題となりました5議案と継続審査となっておりました請願1件につきまして、会議規則第39条の規定により、総務常任委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務常任委員会は、12月8日の午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。全委員が出席し、執行部からは市長、副市長、会計管理者及び所管の部課長、また一般会計の補正予算の関係で、当委員会所管以外の各部長、次長、調整監にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、議案番号順に、要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第68号瑞穂市暴力団の排除に関する条例の制定についてを審査しました。

執行部より本案に対する補足説明を受けた後、質疑では、暴力団だとうやうやわかるのかとの質疑では、受け付け時の雰囲気などで、そうではないかと思う場合は警察に連絡をしていただきたい。そうすると、警察は調査をしていただけるシステムになっている。とにかく情報提供をお願いしたいとの答弁がありました。

瑞穂市の中でだれが暴力団なのかわからないが、現状を把握しているのかとの質疑では、北方警察署管内には事務所は1カ所、団員数は80人ほどと聞いているとの答弁がありました。

暴力団は怖いので、市民を守るために市が本腰を入れないと、市民からはなかなか情報が出てこないと思う。暴力団追放都市宣言などはしているのかとの質疑では、現在は宣言はしていないが、この件に関しては慎重に検討しなければいけないと思っているとの答弁がありました。

これらの質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第70号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より本案に対し、附属機関である非常勤の特別職の委員の中には、法律などで守秘義務を定めていない委員があるので、条例で義務を規定するものとの補足説明があり、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第71号瑞穂市情報公開条例及び瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例に

ついてを審査しました。

執行部より本案に対する補足説明を受けた後、質疑では、公開請求書には使用目的を書く欄があるが、目的は知りたいからであって、この項目は必要なのかとの質疑では、公開請求書は、総務課で受け付けた後、担当課に送致するが、請求者が何を知らがっているのか、提示する資料を的確に特定するための判断資料として目的を書いてもらっている。これによって、無駄な作業や不必要な書類のコピーなどを省くことができることもあるとの答弁がありました。

また、公開の方法で、会議の録音データを請求するとカセットテープで公開しているが、今どきカセットテープなのかとの質疑では、それぞれの担当課で記録している媒体に沿い、渡しやすい方法で行っていると思うが、時代とともに記録の仕方も変わっていくので、また請求があった折に検討したいとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第72号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より本案に対する補足説明を受けた後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第76号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）を審査しました。

本案について、各常任委員会で所管部分の協議をした結果、意見の報告はありませんでした。

次に、執行部より補正予算説明書に沿って補足説明を受けた後、質疑では、震災による放射能の心配で外国語指導助手が帰国したが、その後はどうしたのかとの質疑では、10月末からかわりの英語指導助手を雇用しているとの答弁がありました。

乳幼児等医療費については、この制度当初は1億円程度を予想していたが、今では年々増加し、市の単独事業分で1億4,000万円かかっている。全般的な子供にかかる予算を考えた場合、削れるところは削り、全体的な子供の施策を提案して市民に理解を求め、所得制限をかけたらどうかと思うがとの質疑について、医療費が余りにもふえるのであれば考えていかなければいけない。例えば、所得制限など検討する余地があるのではないかと考えている。しかし、現状ではその動向を見守っている状況であるとの答弁がありました。

花塚排水機場の改修工事で1億2,000万円も減額になっているのはどうしてかとの質疑では、いろいろ検討した結果、当初設計していた陸上型から水中型のポンプに変更したことと、配電盤を安いメーカーにしたことによって安価にできるようになったとの答弁がありました。さらに、安ければよいのではなく、性能の保証や安全面はどうなのかとの質疑では、昨年度、西濃環境の北側で揖斐農林事務所が同様な規模の排水機場を建設した。そこも水中ポンプを使用しており、能力的にも問題はなく、コスト的にも安いということで、区長、操作員とともに現地を視察した。多少、水中のため経年劣化は早くなるが、その点も含めて考慮しても、費用的に

も信頼性もあるので採用したとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

最後に、請願第1号（平成23年）地区公民館補助金増額に関する請願について審査をしました。

この請願は、前回の議会にて、地区公民館建設に当たっては、中切自治会以外の他の自治会での過去の経緯を調査し、また近隣各市町の補助金状況を把握し、それらを踏まえて引き続き慎重に比較・検討する必要があるとの理由で継続審査となっていました。

請願に対する調査資料は、既に各議員のボックスに入れさせていただきましたが、執行部から、集会施設等を建設（新築、増築、改修、修繕等）した場合に、県内各市が補助している金額の一覧表で、最近の傾向では3分の1補助という市が一番多い。中には2分の1補助の市もあるが、その場合、補助限度額を設定しているとの説明がありました。

審査の参考上、執行部の意見を聞くために、次のような質疑がありました。

ほかの市町との比較は、横並びで参考にするためである。施策を考える場合、これからは地域のきずなが重要な時代になってくる。そのための地域の集会場の価値観として、少ない補助金で非常に大きな見返り・効果があると思われるがどうかとの質疑では、補助金に関して、2分の1の場合に限度額が大体800万円ほどなので、瑞穂市の3分の1補助は、客観的には随分手厚いと思う。同じ瑞穂市内でも、地域によっても随分状況が違う。巢南地区は、全部公民館はある。生津地区は、区画整理等のお金を活用して公民館はある。本田地区は、一部借地・借家もあるが、できている。牛牧地区も、どんどん人はふえてくるが、コミュニティセンターが補助する形となっている。別府地区も、ほとんどできているが、公共施設もあるので問題はないと考える。穂積地区は、お寺が多く、昔からお寺を活用されていたのではないかとと思われる。巢南地区は、どこの自治会も公民館はあるが、中央部に中央公民館があるので、使い方によっては自治会の公民館やコミュニティセンターとしても利用できる。市は、地域の状況や将来をにらんで、全体地区をどうフォローするのか考えていかなければならない。災害についても、自治会でやれることもあれば、複数の自治会と一緒に協力していかなければいけないこともある。校区で考えていかなければいけないこともある。いろんな状況によって違ってくるので、総合的な視点で検討が必要である。補助金だけを上げるのは難しいと思うとの答弁がありました。

穂積地区以外は既にほとんど公民館があるので、補助額を3分の1から2分の1に上げて使うところが少ないのであれば、予算的にはたくさん使われない。整備がおくれている地区を助ける発想でできないのかとの質疑では、どの自治会でも自分たちできちんと将来計画を立てて、貯金をし、建設している。さらに、将来の建て直しまでも考えてやっている。おくとく進んでいるという論点では問題があると思う。そんな単純なものではない。自治会員の

意向を確認しながら、自治会・校区・地域で将来の方向を含めて十分お話をされて検討していただき、提案する形で御意見をいただきたいとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、賛成少数で不採択と決定しました。

以上で、総務常任委員会委員長報告を終わります。平成23年12月16日、総務常任委員会委員長 森治久。

議長（星川睦枝君） これより、議案第68号瑞穂市暴力団の排除に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第70号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第71号瑞穂市情報公開条例及び瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第71号は委員長報告のとおりに可決されました。

これより、議案第72号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第76号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 議席番号2番、改革の熊谷祐子です。

議案第76号の委員長報告に対する質疑を行います。

乳幼児医療費について発言したのは私ですが、「この制度当初は1億円程度を予想していたが、今では年々増加し、市の単独事業で1億4,000万かかっている」。その次でございますが、「全般的な子供にかかる予算を考えた場合、削れるところは削り、全体的な子供の施策を提案して、市民に理解を求め、乳幼児医療費の例えば所得制限をかけたらどうかと思う」と、こういうふうに発言したわけですが、この中の「全般的な子供にかかる予算を考えて」というところは、まとめとしてはこういう言葉を使ったのではないかと思います。具体的に例えば今回9月議会からずっと執行部から提案されてきました、私立保育園の民間参入を執行部が提案してきたと。その目的の一つは、保育士の人件費の削減にあったと思うが、私は、それは大変重要で、削るべきではないと考えていると。となれば、全般的な、全体的に子供にかかる予算を考えた場合に、例えば乳幼児医療費の所得制限、高額というか、上の方の人の所得制限をかけたらどうかというふうに発言をしたわけです。

お聞きしたいのは、民間参入を考えた目的が保育士の人件費削減にあったと思うけれど、私は、子供にかかる予算のうち、それは大変重要だと思うので、削らずにというところが具体的に書いていないのは、何げなく書かなかったのか、ちょっとお聞きしたいと思いますが、大変私は、9月から12月にかけて、瑞穂市議会の中ではいろいろそれをやってきたので、重要な問題だと思って、自分の主張も含めて発言しておりますので、その部分を何げなく書かなかったのかどうか、報告の中で、お聞きしたいと思います。以上です。

議長（星川睦枝君） 森治久君。

総務常任委員長（森 治久君） ただいま熊谷議員より御質問がございましたので、委員長と

して、また熊谷議員は当総務常任委員会の委員でございますので、よく御自分で御発言された内容は御承知であろうと思いますので、まさしく今御本人がお話しされたとおり、そのような御意見をおっしゃられたと思います。

そんな中で、この議案の中の乳幼児等医療費についてでございますので、今おっしゃられた民間保育園の計画等の件で、保育士の人件費等の削減を求めない、そういうことを私は考えていませんよというようなことは、医療費等とは直接関係性は薄いと思いましたので、あえてその御意見までは載せなかったということだけで、それには何の思いも作為もございません。乳幼児等の医療費と保育士の費用にかかるものは、単純に、全く別物でございます。

また、これは話がよそへそれるかもわかりませんが、民間保育園が瑞穂市執行部より、市長の方より議案提出をされていたことについては、保育士の人件費の削減だけではなく、市民の皆さんがいかに、公設公営と民間保育園と、その事業のあり方・中身、かかわり方が違いますので、それを選択する上で、いろんなニーズがございますので、その選択肢として持っていただけとよいのかというようなこともありました。そんなようなことであろうと思ひまして、それをわざわざこちらの方には、私の判断であえて載せていただきませんでしたことをお伝えだけいたします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） ちゃんと考えがあって、私の考えでということでは書かれなかったということがよくわかりましたが、私は、目的の一つとしてというふうに申し上げましたので、やっぱり発言は、委員長のお考えではなくて、発言は正確に記録をとっていただきたいと思います。全般的な子供にかかる予算を考えた場合では、余りにも単なる漠然とした発言であって、私に、子供にかかる経費のこの部分は大事で、こっちは削ってもいいのではないかというはっきりした考えを申し上げましたので、委員長さんのお考えで取捨選択なさらず、客観的に今後記録をとっていただきたいなと思います。

以上で質疑を終わります。

議長（星川睦枝君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、請願第1号（平成23年）地区公民館補助金増額に関する請願の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 議席番号6番、新生クラブの棚橋敏明でございます。

この請願の部分ですね。中切の公民館についてから事が発していったと思いますが、非常によく精査していただいて、非常にありがたい御報告だと思っておりますが、実はここに書いてありますとおり、穂積地区というのは公民館が本当に万全じゃないと。例えば私どもの下穂積という自治会ですが、こちらの公民館も、率直なところを申しまして、土地は借地でございます。いつ出ていけと言われるかわかりません。建物もかなり老朽化してきております。それで、なおかつ総会のときには、廊下及びその手前の土間のところまで、ほとんどいっぱいになります。今までの自治会長さんがいろいろ頑張っていたら、光熱関係のことは非常にやっていたらいたものですから、非常にそういった面はすばらしくなったんですが、基本的には借地。

それで、今、私たちの方も、区長さんが先頭になって、この借地の公民館からどこかに引っ越せないかということは今真剣に考えております。ですから、どうしてもこの最後のところが気になりますので、再度質問させていただきたいんですが、一番最後のところ、「自治会員の意向を確認しながら、自治会・校区・地域で将来の方向を含めて十分お話をされて検討していただき、提案する形で御意見をいただきたい」と、こういうふうに締めくくってございますが、しっかりと地域の方々と話し合って、地域の方々の署名をもらい、それで請願すれば聞いていただけるのか。それとも、これは条例に関することでもあろうと思っておりますので、3分の1、2分の1、一体これは請願を続ければいいということなのか、地域を固めて。そうじゃなしに、もっと条例の部分がありますよということなのか、そこら辺、ちょっとお教えくださいませ。私どもの地域、またそれ以外のところでも、旧穂積地区では非常に困っておることですので、一言お答えくださいませ。よろしく願いいたします。

議長（星川睦枝君） 森治久君。

総務常任委員長（森 治久君） ただいま柵橋議員から御質問がございました件について、こちらの今御指摘がございました、「自治会員の意向を確認しながら」という文言からお読みをいただきましたが、できればその上から、かぎ括弧の、「どの自治会でも、自分たちできちんと将来計画を立てて貯金をし、建設している。さらに、将来の建て直しまでも考えてやっている。おくれているとか進んでいるとかという論点では問題があると思う。そんな単純なものではございません」というようなことで、締めくくりに「自治会員の意向を確認しながら」というようなことで、執行部また市としてはお考えであるというように答弁をいただいたと記憶しております。また、そのようなことでこちらにも載せさせていただきましたが、決して総務常任委員会の中では、今の文言を素直にとっていただければ、自助努力を各自治会がされており、現在に至っておるというようなことで、中には自助努力をされて建設をされた自治会が、ここ5年、10年の間に多くの自治会があると思います。それは、今、柵橋議員が言われた、自治会員の意向を確認しながらというのが、私たち地域・地区は、自助努力をする中で、自助・共助の部分をしっかり継続、つながりを持つのであれば、厳しい経済情勢の中ではあり、また貯金等もしていないのが現状である自治会もあるのではと考えますが、そこをしっかりと皆さんの御意見をもって、会員の皆さんから御協力を得る中で方向を決めて、他の自治会が達成されたような方法で進めただけであればというように、私は、執行部からの御答弁をお聞きし、このような文章で載せさせていただきました。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 柵橋敏明君。

6番（柵橋敏明君） ということは、3分の1しか助成はできないと、補助金は出せないから、3分の2は自治会の方々でお金をつくりなさいよと、露骨に表現いたしますと、そういったことをこのような文章になさっておられるというふうで解釈してよろしいでしょうか。

議長（星川睦枝君） 森治久君。

総務常任委員長（森 治久君） ただいま柵橋議員から、3分の1は補助がございます。3分の2については、今までが生津地区はもとより、牛牧地区、本田地区、巢南地区、すべてそのような努力の中で3分の2をつくる中で、それは自治会の皆さんの御意向を確認した上で、皆さんの総意として建設をされたのが現状でございますので、3分の2は自助努力をしていただき、自治会でしっかりと会員の御意見を聞く中で努力をしていただき、ほかの自治会と同じような進め方をさせていただきたいというようにあったと、執行部からの御意見、また他の委員の皆さんからも出た御意見も踏まえて、このようなことで締めくくりをさせていただきましたので、御理解ください。よろしいをお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 柵橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） よくわかりましたので、ほかの地域からも御相談があると思いますので、そのように答えます。だから、3分の2をとにかく資金としてつくるということで、また戻りまして区長とも相談いたしまして、何とか努力するようにいたします。どうもすみませんでした。

議長（星川睦枝君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私が、この不採択をしたことに対する反対というのはどういうことかといいますと、確かに執行部の答弁の中にあるように、総合的な視点で検討をする必要があって、補助金だけを上げるという問題ではないということについては、そういうことだろうというふうに思っております。

ただ、不採択ということだけでいいのかというと、そのところをもう少し考えなきゃいかんなあというふうに思うんです。というのはどういうことかといいますと、本請願は中切の自治会から出されたものでありますけれども、地区コミュニティづくりというふうな観点からするならば、何も中切だけの問題ではないわけですね。全市的な課題であるわけです。とりわけ今日の社会が少子・高齢化社会であるという状況を踏まえた中でのまちづくりの戦略、これをどうするか。高齢化していくと、動ける範囲というのも、どうしても歩いていける範囲とか、高齢化しても元気な人は自転車に乗られる方がおられますけれども、基本的には歩いていける範囲の中でのコミュニティをどうつくっていくかということ、戦略的にきちっと位置づける。

執行部の答弁の中では、自治会員の意向を確認しながら、自治会・校区・地域で将来の方向を含めて十分お話をされて検討していただき、提案する形で御意見をいただきたいと。住民の側からはこれでいいと思うんですよね。私が申し上げたいのは、市としての少子・高齢化社会に向けた戦略をどうしていくのか。現実的に、各校下的には地域コミセンもございます。ないところもございますけれども、それとの関係。そして公民館との関係。そういうものの全体的な関連性を含めて、きちっと方向性を再構築していくということが非常に大事になってきているんじゃないかという意味で、2分の1に上げるということだけの問題ではありませんけれど

も、そういうような中身も含めてもっと検討をすべきであって、不採択ということを経ずに、任期はあるわけですから、もう少し議論をされてもよかったのではないかなと、そういう問題意識からの反対ということでございます。

議長（星川睦枝君） ほかにございませんか。まず、賛成討論の方はありませんか。委員長報告に賛成の方。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） なければ、反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 議席番号2番、改革の熊谷祐子です。

西岡議員の発言には、いつも大きな観点から、そして基本的に重要な観点からの発言の重みがあり、はっとさせられますが、まず私は細かいことを述べさせていただきます。補助金を増額する意義を4点、それからお金の問題を3点、最後に施策としての問題を1点申し上げたいと思います。

まず、意義の4点ですが、これは今の西岡議員の発言に凝縮されると思いますが、地域づくりの大切さ。

地域づくりというのは、何を中心に地域づくりをするかといったら、今、西岡議員は歩いていける距離と言いましたが、つまり弱者だと思うんですね。子供であり、お年寄り。お年寄りがカートを押していける距離。そうすると、コミュニティセンターというのは幾つかの自治会が使うものですから、地区公民館、集会所は、本当にもう足の弱った、足が痛くて、それでもみんなに会いたいと思ってカートを押してくるおばあちゃん。つえをつきながら、ひよこたんひよこたん歩いて、みんなの顔を見に来るおじいさん。そして子供たち。そういう弱者のための地域づくりだと思うんです。きずなづくり。それを助けることのできる人がまた寄ってくると。そういう意味で、地域づくりの大切さの意義を押さえたいと思います。

意義の2番目ですが、箱物は要らないという議論がよくあるんですが、これからの地区公民館は、単なる行事のための箱物ではなくて、そういうきずな、助け合いの拠点づくりだと思うんです。実際に私たちの地域からこれは出たわけですが、行事のためだけではなく、自分たちで当番を決めて、2時間でも、半日でも、一日でもここにおいで、その日はだれでも来ていいよという日を決めよう。何曜日はそういうふうにしようとか、そういう発想で始まりました。ですから、もう今さら箱物は要らないという論をおっしゃる方がいますが、全く新しい観点での小さい箱物づくりを目指したいという考えで補助金増額を望んだということを押さえておきたいと思います。

次に、意義の三つ目ですが、穂積地区のおくれについてです。

これは、穂積地区というのは、56年続いた瑞穂市というか、穂積地区ですね、旧穂積町を、ずっと君臨したというか、引っ張っていた方のおひざ元であったということも、おくれの原因の一つとしては私はあるなと思っています。つまり、自分たちで地域をつくるということになれていないんです。話し合いながら、必要だからつくろうというふうに思い始めても、ちょっとそれが出ても、話し合いを重ねてつくっていくというところに本当になれていないなというのを実感しています。だから、その問題を一つ取り上げて、かかわって、行政側の、総合的にみんなで話し合っ、総意をつくってほしいというのは、まさにそこだと思んですが、そういう話し合いを重ねて、運営もどうするか、お金をどれくらいかけてつくるかというようなのを、具体的に話し合いを重ねて地域をつくると、これの練習になるんだなあというのを、この何ヵ月か、1年ですね、正確に言うと。去年の9月に始まりましたから1年ちょっとですが、そういうために、そのおくれですね。これは、私と同じ地区から出ていらっしゃいます松野藤四郎議員がよく「地域格差の解消」という言葉を使っていますが、本当に何がおくれているというのは、建物がないおくれにあらわれていますけど、中身は話し合いができないというおくれだと思いますので、こういうおくれをちょっと市が助けていただいて、もうちょっと補助金を上げるから、みんなで頑張っ、話し合っ、みてくださいと、こういうのはあってもいいんじゃないかと私は思っています。

意義の四つ目ですが、これは今も出ましたが、今後、建てかえ、増築、最初に私が述べました意義の一つ目ですね、地域づくりと、こういう観点からこれはふえてくると思います。今ないのは穂積地区が一番ないわけですが、そういう観点からも、意義の四つ目として本当に必要な補助金増額だと思います。

次に、お金の観点から三つ申し上げます。

一つ目、今まで市からの答弁がありましたが、これによりますと、3分の1を2分の1に上げたとしても、一つは約10万円ほどの増になります。となると、例えば70坪として700万ふえると、約ですが、なります。そうすると、これは市の予算からいくと、少ない予算で、そして地域づくりで、地域で介護から、育児から、畑でとれたものの分け合いから、情報から、いろいろな心や生活のことを助け合える人たちがふえる、育つという観点からいくと、非常に費用対効果大きいということです。

それから、お金の問題で二つ目ですが、これは委員会でも申し上げましたが、今から新築、増築するところは圧倒的に少ないわけですから、市の全体の経費も少なくて済むというものです。

それから、お金の三つ目ですが、自助自立、自助努力と言われますが、これは私はしっかり反論したいと思います。

今までは、自治会でためたり、将来も見越して、ためてやってきているところがあると言わ

れますが、確かにそうです。今までおくれてきたところは、そういう用意はありませんでした。今はっと気がついて、欲しいねとなったわけですね。でも、これは、それを言い出した自治会の責任なんでしょうか、ためてこなかったということは。私はそうは思いません。古くからの人ばかりいるところは、やっぱり計画的にやっていたらいいんじゃないかとありますが、古くからの人が少なくて、新しい人が、私も30年でよそ者とまだ言われますが、そういうあれは持っていなかったわけですね、よそから来た人が多い地区というのは。ですから、自助自立でやれというのは、非常に突き放した言い方やと。

もう一つは、自助自立でやれというのが何で私は納得できないかということ、例えばあるときに条例とか規則が変わることがありますね、市は。例えば一番わかりやすいのは、乳幼児医療費が中3まで無料になった時点ですね。それまでは低かったわけですね。自分たちで払っていたわけです。でも、
年4月1日から中3まで乳幼児医療費が無料ですというふうになった場合は、一遍に無料になるわけですよ。きのうまでの人は払っていたのに、3月31日までの人は、9月30日までの人はとか。次の日からは、その条例や規則のおかげで市の補助金が受けられるわけです。これを考えていただきたいと思います。そういうときに、今までの人は払ってきたんだから、ずうっと払い続けられないかというふうに言われますか、市は。やっぱり変わった時点から変わるんですから、西岡議員の言葉も使わせていただければ、戦略的というんでしょうね、こういうのを。私なんかは、ちょっとそういう言葉は使いなれていないもんですからきちんとしています、やっぱりそういう観点で重要なことは決めていくべきやと私は思います。

お金のことを3点申しましたが、最後に施策に関して申し上げます。

横並びの資料を出されまして、しかもほとんどは3分の1。2分の1のところが増えてきたけれど、ほとんどはまだ3分の1であり、かつ最高額の制限がついているという横並びの資料を出されてきて、これがかなり不採択の理由になりましたが、これも今の例を出すとよくわかると思うんですね。瑞穂市は、乳幼児医療費を横並びだったらやらなかったはずですね。岐阜県の中で、全国でもきつとそうでしょうけど、最先端を切ってやったわけでしょう。横並びを打ち破ったわけじゃないですか。これからこの時代に重要であり、かつ全体として予算が少なければ、乳幼児医療費は物すごい金額でもやっていますよね。この自治会の地区公民館の補助金増額は、全体としては非常に少ない予算で済むわけですから、こういうものは横並びを先頭に、前に出て、これからはもう瑞穂市はそういうコミュニティー・地域づくり、まちづくりをするんだということを行政として示していただきたいと。そして、議会はその請願を送るわけですけど、議員の皆様も頭の中を本当に変えていただきたいと思います。中切だけの問題じゃない。穂積地区だけの問題ではない。地域づくりが大事だよというメッセージを市民の人に発信するためにも、この請願は採択していただきたいかと思っています。

以上で、私の不採択に反対の討論を終わらせていただきます。

議長（星川睦枝君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） 議席番号5番 森治久です。

採択に賛成の立場で、賛成討論を申し上げます。

私は、困ってみえる自治会、地域があれば、市が、また他の市民が手を差し伸べ、それをお金の形で助ける、またそれを公民館の建設ということでの最終目標を達せられるのにお力をかすことは決して悪いことではないと思います。しかし、公民館というのをよくお考えください。これ、各地域・地区・自治会のきずなづくりの発信元であり、また受け皿的なものですよ。その地域・自治会に住まれる自治会員の皆さんの総意やそういうものが、同意であったり、協力し合うような心がしっかりと話し合われる中で、そのような、どうしても費用的に出せない人がおられるのであれば、どうそのようなものを解決するか、また公民館なんか要らないよというような方がおれば、それをお話し合いをしっかりとする中で理解をしていただいて、将来、瑞穂市がまだまだ人口がふえるであろう、転入者が多く来られるであろうという中でこの公民館の建設のことです。一番大切なのは、公民館の建設があるのではなく、その自治会の中でのしっかりしたコミュニティーの構築ときずなづくりを今以上に継続できるように、そして今希薄化して壊れつつあるきずなづくりをしっかりとされることが大切であり、そのために公民館をどう皆さんとともに、必要であればつくってまいりましょうということをお話し合いをされることなくして、経済的にえらいよ、考え方の相違でえらいよということをお飛ばしちゃうのは本末転倒、後から後悔することにつながるのではないかと思います。しっかりときずなづくりをされるという意味合いでも、公民館が必要であれば、またそこで触れ合い、寄り合い、そしてそこで人間関係を、地域づくりを進められるための公民館であれば、その前の、先ほどもお話ししました自治会員のしっかりした意向と思い、将来ビジョンをお話し合いする中で、自治会の皆さんでの自助努力、そして助け合い、どうしてもその費用を出されるのが難しい方であれば、その中で助け合って、3分の2を努力していただくことが、将来の地域づくり、自治会づくり、きずなづくりに大切なことではないかと思います。

以上の思いをもちまして賛成とさせていただきます。

議長（星川睦枝君） 次に、本件に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 私思いますのに、本当に不公平だと私は思うんです。なぜならば、地区公民館の人は土地まで購入しているんです、大体のところ。そうしますと、今はちょっとあれなんです、やっているかどうか確認はしていないんですが、例えば住民票がここへ来ます

と、町内会長さんは、こういう電話ですよ、どなたですよと、ぜひ入ってくださいよと言ったとしますね。従前はやっていたと思うんです。そうしますと、その人は、自治会長さんが行く、町内会長さんが行く、穂積町の時代は。そうすると、実は入ってもらうのに十数万もらいますよと、そういうところがあるわけですね。事実あるんです。相談を相当受けていますから。そういう点では非常に不公平。片や、例えばある地区のコミュニティセンターだったら、おんぶにだっこみたいですね。土地も買ってもらえる、駐車場もつくってもらえるということなんですね。非常に私は不公平だと思うんです。

そういう点では、今、私の方はたまたま神社の土地で建てて、建物は補助金をもらっているわけですが、本当に不公平だと思いますので、自治法じゃないけど、最少の経費で最大の効果を生むということになれば、地区の公民館で、私の方は、先ほど言いましたけど、土地の方は神社で無償で、そのかわり無償で神事に使ってもらっているということですが、そういう点では、やっぱりこういうもので少し補助を上げてもらったって、別に地域の、例えばコミュニティセンターはどのくらい経費がかかっているんですか。ここで言うこともありませんけど、1,000万円ということはないでしょう。人件費が要るでしょう。それから見たら、地域でふれあいサロンだとか、今私の自治会でもやっているんですけど、やはり高齢者が多くなったもので、和気あいあいと話すことによって、介護費、介護とか医療の方も両方とも助かると思うんです。これはぜひ、こういうせつかくいいものを、3分の1ですね、今、建築費は。やっぱり2分の1か、3分の2とか、もっと、全額でもいいと思うんです、質素なものだったら。そういう点ではぜひ検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

〔発言する者あり〕

議長（星川睦枝君） 委員長報告に対する反対・賛成をやっておりますので、今は反対の発言ですね。はい。

次に、本件に賛成の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 小川勝範君。

16番（小川勝範君） 議席番号16番 小川勝範でございます。

委員長の報告に対して、賛成討論を述べさせていただきます。

実は私も、平成4年、区長をやっておりまして、この区長時分にちょうど公民館の補助金の要請を、区長会として当時の巢南町議会に申し出をしたんですね。その申し出をする前にある自治会から申し出がありまして、その申し出を区長会でまとめて議会に申し出をいたしました。区長会というのは強いんですよ。区長会は一致団結しておりますので、当時、議会の中でも相当反対をいただきましたが、その中で議会も説得していただきまして、採決をしたときは満場

一致で可決されました。その可決された後に、各自治会がすぐ積み立てに入ろうというふうで、積み立てに入って、公民館を今現にほぼ各自治会が全部持っております。先ほど西岡議員が言われましたように、瑞穂市の財源を各自治会の予算を組みますので、これは瑞穂市全体の自治会で申し出をしていただいて、そして議会の中で論議をしていただきたいと思います。

以上、賛成討論です。

議長（星川睦枝君） 次に、本件に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 次に、本件に賛成の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 請願を不採択にされたという委員長報告に賛成の立場で討論を行います。

私の討論は、住民感情からいってこの問題は賛成ができないということですね。私も、十八条の地区の公民館の建設に議員として非常に携わってきました。十八条の場合は12年前に建設をしました。

建設前の経過を申しますと、建設に対して区の全員の集会の中で、当初は毎年5,000円ずつ蓄えて建設資金を集めんまいかということで、3年間5,000円を集めてきました。しかし、5,000円ではなかなか追っつかんという中で、1人の方が、もっと早く建設するために1,000万円寄附するという申し出がございました。これはええこっちゃということで、その1,000万円も入れて、今後の将来計画を立てて、幾らかかるかという計画を立てて、新しい土地を買って建設をするということにしまして、当時、十八条は180軒ございまして、その建設資金計画を事業計画で一軒一軒に割り当てて、市の補助金も勘案して集めて、15年計画で分担をして、これから払っていくということで、平成25年までに完了するというので、あと2年間残っております。そういうことで、事業計画、費用分担も、区の中で一生懸命努力しながら、計画を立てて建設をしてきた経過がございます。途中から入られた方も、その間の減価償却をした分は負担をするということで、途中入居した方も負担を今していただいております。このようなことがございまして、どこの地区でもそういうふうな計画をされてやっておると思うんですね。

そういう努力と、お互いに負担してきたという、それを安易に補助金を増額するということは、住民的な感情からは納得されんのではないかと。私も、どうもそういう感情的に納得できないというのが本音です。西岡さんやなんかと言われるコミュニティーの意義はわかるんですけども、いざ建てるとなると、自分たちがどれだけ努力し、負担をするかということも、しっかり腹をくくって実施しんといかんのじゃないかという思いを持っておるということがございます。以上です。

議長（星川睦枝君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） なければ、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は不採択です。本案を委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、請願第1号（平成23年）地区公民館補助金増額に関する請願は不採択と決定いたしました。

議事の都合により、しばらく休憩します。11時15分から再開させていただきます。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時17分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議員定数削減検討特別委員会の最終報告の件（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第15、議員定数削減検討特別委員会の最終報告の件を議題にします。

本件について、委員長の報告を求めます。

議員定数削減検討特別委員長 松野藤四郎君。

議員定数削減検討特別委員長（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

ただいま議案となりました議員定数の調査について、議員定数削減検討特別委員会の審査の経過及び結果について報告をします。

この特別委員会が設置された目的として、当市の議員定数（20人）は、平成14年12月の定例議会において定められたものである。上限数については、地方自治法第91条第2項に規定されており、人口5万人以上10万人未満の市においては30人で、当市はこれに該当する。しかし、昨今の全国的な議員定数削減に関する動き等を勘案すると、当市においても早急に検討する時期に来ていると考えられる。このため、自治法規定の上限30人に対して、議員定数をどうするのかを検討しました。瑞穂市議会の議員定数の調査については、平成23年3月23日に9名の委員で設置され、以降、平成23年5月10日、5月23日、7月15日、9月30日、そして11月24日の計5回委員会を開催し、調査・検討を行いました。

まず最初に、全国市議会議長会が調査した平成21年12月31日現在での全国806市のデータをもとに、法定議員上限数を基準にした人口、面積、人口密度、議員定数、議員定数の削減率、議員1人当たり人口、議員1人当たり面積の平均値を表した全国の状況や、全国における瑞穂市の順位と、それから岐阜県下21市における人口、面積、議員1人当たり人口、議員1人当たり面積、法定議員上限数、議員定数、議員定数の削減率の状況について、事務局より資料の説明がありました。

また、岐阜県下21市の状況における人口、面積などから比較・検討する中、定数だけでなく、議員報酬を含めた総合的な判断で検討すべきとの意見もありました。

2回目では、岐阜県下21市の報酬額、政務調査費、費用弁償の一覧表の提出を求め、全国・県下の法定上限数、条例定数、報酬額、財政力指数などの資料を参考に比較・検討をしました。

3回目以降では、瑞穂市より人口の多い羽島市はなぜ定数を18名に削減したのか、また人口規模の近い恵那市、瑞浪市はなぜ定数を削減したのか、その状況を事務局より報告を受け、岐阜県下の議員定数の状況等について調査を行いながら、検討を重ねてきました。また、委員会での検討資料も参考にし、市民の意見なども収集し、各会派ごとに調査・検討するよう依頼もしました。

調査に当たっては、各委員から今日の社会情勢や瑞穂市の将来のことも踏まえ、率直な意見が出された中、現状でよい、削減すべき等の意見があり、慎重かつ活発な議論が交わされたところであります。

その主な意見を要約すると、削減すべきと考える意見からは、議員定数の問題は10年くらい前から出ていて、少しも前に進まない。毎回、次の議員に問題を送って、自分たちではよう決めない。近隣市町村も定数は削減しているのだから、現状維持なんてもってのほかである。4人減らしてもいいが、妥当なのは2人減らすべきである。市民感情からいっても通らない。減らさないんだったら、今度の選挙では大きなマイナスになる。そのためにこの特別委員会を設置したんだから、市民の声にこたえないと選挙には不利になる。歳費の問題は、定数削減を受けて市長が諮問をしてやられることなので、とりあえず定数は2名削減でお願いしたい。

羽島市は、早くから人口6万7,000人で18人と大幅に減らしていて、関市、岐阜市、大垣市など各市町もそういう動きに変わっている。瑞穂市の自治会、区長会でもそういう話が相当出てきている。市民は、何人減らすのかという話題が多くなってきているので、最低1割は減らさなくてはいけない。

これも一長一短あるが、人口6万7,000人の羽島市が早くから18人に減らしている。そういった流れが、瑞穂市においても議員を少なくしないといけないという住民の声を聞いている。たとえ1名でも削減する、そういった特別委員会と思っているので、2名の削減がいいと思う。そして、報酬はまた別で、これに合わせた方針を検討していただけたらと思う。

次に、現状でよいと考える意見からは、国の流れの中で、極端なことを言うと、議員定数を削減するということは基礎的自治体をなくすこと、道州制に変えていくことである。目先だけのことを言っていると、本当に住民自治を実現するための議会というものがなくなってしまう。地方議会人はすごい危機感を持たなければいけない。定数と報酬は一体で考えていかなければいけない。金持ちばかりが議員になったら意見が偏るので、普通の人々が議員活動に専念できるような生活給を考えた報酬と、そして多様な意見が議会に出るような人数ということを考えたとき、あえてふやせとは言わないが、せめて定数は今の現状を維持すること。

議員定数の削減は、民意反映の議会の弱体化につながる。地方自治のあり方を考えると、議員の数が減れば、二元代表制の中、議員のチェック機能である議会の力が弱まることになる。次期世代の若い人が議員になれるような、夢のある議員の立場をとらなければならない。削減の中で一番問われるのは、議員の資質とともに、市民の立場で市民を主役として考えなければならないということである。この議員の削減には真っ向から反対をしたい。

人口5万人の中で議員定数20人は平均であるが、委員会は定数5人だが、文教常任委員会の場合、現在4人で、1人が欠席すると2人だけで議論しなければいけないので、ある程度の人数と民意を反映させるためには現状のままでいいと思う。

この特別委員会そのものが削減ありきというのではなく、議員定数そのものが今のままでいいのか、それとも構成上問題があるのか。市民が市民がと、あたかも市民全体が賛成しているかのような言い方をするが、そうでない意見も私は聞いている。こんな遅くなってから、選挙間際にばたばたと特別委員会を起こしてやること自体が、余りにも政治的な判断で、瑞穂市の特殊事情でやられたような気がする。何も今回答えを出すのではなく、じっくり慎重審議してやるべきだ。

住民の意見を吸い上げるには、現在の議員定数では少な過ぎる。決して多いとは思えない。

以上、議論を尽くした後、議員定数の調査については、賛成多数で現状の20人と決定しました。

以上で、会議規則第39条の規定による議員定数削減検討特別委員会の委員長報告を終わります。平成23年12月16日、議員定数削減検討特別委員会委員長 松野藤四郎。以上です。

議長（星川睦枝君） これで委員長の報告を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから本件を採決します。

本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

再度とらせていただきます。

これから本件を採決します。

本件を委員長報告のとおり現状維持に決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

ただいま可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、本案については議長は否決と裁決します。

〔「動議」の声あり〕

議長（星川睦枝君） ただいま動議が出ましたので、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時56分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま庄田昭人君ほか8名から、発議第7号瑞穂市議会議員定数条例の制定についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

議事の都合により休憩いたします。午後は1時からといたします。よろしく願いいたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時02分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1 発議第7号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 追加日程第1、発議第7号を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

4番 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 議席番号4番 庄田昭人、発議第7号について説明させていただきます。

瑞穂市議会議員定数条例の制定について。

次の理由により、上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

理由は、瑞穂市議会議員の定数を20から19に1人削減するため、地方自治法第91条の規定により提出するもの。

瑞穂市議会議員定数条例。

瑞穂市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により19人とする。

提案者、瑞穂市議会議員 庄田昭人、賛成者、瑞穂市議会議員 藤橋議員、小川議員、山田議員、松野議員、広瀬武雄議員、森議員、清水議員、若井議員の賛成をいただき、この定数を提案させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（星川睦枝君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第7号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。本案につきまして、ちょっと質問をいたします。

趣旨説明の中であまり趣旨が説明をされていなかった。ですからお聞きをいたしますけれども、何のために定数を削減するのか、なぜ削減するにしても1名なのか、その根拠について具体的に明らかにしていただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） ただいま西岡議員から質問をいただきました。この定数削減について、少し説明が足りなかったということでもあります。何のために定数を減らすのか、なぜ1名なの

かということでもあります。

この提案理由といたしましては、議員定数削減検討特別委員会の提出されたものは、もともとが新生クラブからの発案であり、議員の削減が話し合われていたことは4年以上前にも及ぶことであり、議員の定数が話し合われた経緯もあり、議員定数が現状でよいのかということでした。そのときは現状の20人でもよいということになりましたが、市制10年を迎えるに当たり、見直さなければならないのではないかと私は考えました。先ほど議員定数削減検討特別委員会では現状維持でよいのではという報告がありましたが、議員定数については、議員として、より厳しく考えなければならないときである。そこで、私は定数を19と提案いたしました。

この19の理由は、現在定数は20であります。この4月から19で運営をされております。その19で運営されてきたことが、何ら問題がないというふうに私は考えました。また、現在、各常任委員会では5名ずつというふうにされておりますが、その1名減は文教常任委員会であり、4名の委員会構成となっております。私が文教常任委員会の委員長であり、委員会構成も4人で十分な話し合いがこの9月、12月とされてきた経緯を感じ、この19人という現状を進めるべきではないかというふうなことが、質問のための、なぜ19なのかという理由でございます。

さらに、この特別委員会を設置するに当たり、会派の中では私も、慎重でなければならない。二元代表制であるためには、行政に物を申すにはやはり20名で、さらに多くのニーズの声を届けるためには、議員として、より多くの意見も行政に届けなければならない。そんなことは慎重にするべきということは、会派の中では話し合わせていただきました。しかし、この数ヶ月間この議会を見てきて、19でも運営ができた。この12月においても、人事院勧告でありましたように、市職員の給料月額を平均0.23減額したこの不景気な時代でありました。さらに、議員みずからも厳しく考えなければならないこの19で提案をさせていただきます。しかし、さらに早々に委員会構成も十分に議論をしながらも、さらに定数も減ということも考え直さなければいけない。本日としては1名減の19を提案させていただきますが、やはりさらなる議論を検討し、進めるというふうに考えております。

この後、また議会基本条例の提案もされますが、全員協議会でも、いいことはよいので、早々とやるべきという声がありました。この議会基本条例も、議員として厳しく、市民のニーズにこたえるべき、また考えるべきという大切なときだというふうに私は感じております。今回の一般質問の中にも、「市民のニーズを行政に届ける」、その言葉は多く聞かれました。その市民のニーズをまずは聞くのが議員である。そのことを思えば、この19という人数、この1名減を、しっかりと議員の資質を高め、進めるべきではないかというふうに提案をさせていただきました。よろしく願いいたします。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今、答弁をいただきましたけれども、19名で運営をされてきたから19名でいいと、こういうことで文教常任委員会の例が出ました。私も文教常任委員であります。先ほどの委員会報告の中にありましたけれども、1名欠で、4名で構成をしております。そして、委員長自身は庄田議員でありますから、あとの委員は3名であります。3名で、実際1名欠の場合があったんですね、委員長が御記憶のとおり。そうすると2名なんですよ。文教常任委員会を2名でやるという事態になるんですね。文教関係は大変重要な問題がありますけれども、それを2名でやるという実態があったわけです。ですから、その実態をもって、19名だから委員会運営についても万事うまくいっているということは、その人の見方にもよるけれども、私は客観的に見て、こういう状態は、住民の税金をきちんと精査する議員の任務として、委員会構成はいかなものかというふうに思っていますけれども、いかがですか。

それと、先ほど職員の給料が0.23%減のことがあって、議員の報酬も云々ということが少し言葉に出しましたけれども、それではお聞きいたしますけれども、瑞穂市の市会議員の報酬は25万5,000円でありますけれども、大体5万の類似団体からすると、約10万円少ないですよ。そうすると、実際問題、瑞穂市の議員の報酬は、他の類似団体の自治体の議員の報酬と比べて、どれだけ経費の節減をしていることになるのか。月額はどうぐらいになるか、それから年額はどれだけになるか、そして合併して8年たっているけれども、どれだけになるのか、このことを明らかにしていただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 西岡議員の質問に答えさせていただきます。

委員会構成については、先ほども説明をさせていただきました。現状の19というのは、文教常任委員会として4名でやっているがという話でしたが、十分時間を使い、審議もできたというふうに私は感じております。

もう一点は、19という数は委員会構成をまだしっかりと議論できておりませんので、早々に委員会構成も、今の委員会数でいいのか、現状でいいのか見直すことを早々にすると、まずは19、現状でもできているというふうに考えております。

また、報酬のことは私は考えておりません。報酬ではなく、今やなければならぬことは、議員のどんな立場で市民のニーズにこたえるかということでもありますので、報酬がどうのということは私は考えておりません。それが、市民の負託に、ニーズにこたえるものと多くの声を聞かせていただいておりますので、今ここで幾ら減なのかという数字、幾ら減という議員報酬のことは議論の中には含まれておりません。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 議論の中に含まれていないというふうに言われますけれども、先ほどの趣旨説明の中では、具体的に職員の給料が0.23%減になり、その後続けて議員の報酬も云々ということを確認に言われたというふうに私聞いておるんですけれども、問題は、19人で運営をされていくということですが、20人では運営はうまくいかないんですか。21人では運営はうまくいかないんですか。23人では運営はうまくいかないんですか。19人でもうまくいく、そういう問題なんですか。はっきり言って、議員定数を削減するというその大義名分は、経費の節約にあるということではないんですかね。

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 議員の削減は、報酬の中の1名減は、もちろんそのとおりでございます。なので1名減。

先ほど言われた議員報酬についての一節でございますが、この12月議会において、人事院勧告でもありましたように、市職員の給料月額を平均0.23%減額と可決いたしました。この不景気の中での可決でもありました。議員もみずから厳しく考えなければならぬと言っただけで、議員報酬について云々のくだりはありません。市職員の、この12月議会での人事院勧告の問題でありました。意見の中にも異論はありました。分かれましたが、可決をさせていただいたこの不景気さを伝えなかった。そのことによって、みずからも議員として、まずは1名削減するべきというふうに考えました。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 厳しく考えなければならぬということで、直接報酬ということは言っていないけれども、要するに言いたいことは経費の削減ということで共通すると思うんですね。そういう立場からお聞きをしたんですけれども、要するに経費の削減で言うならばなぜ報酬と関係するかというと、瑞穂市は類似団体に比べて10万円安いと。すると、月額1人10万円で、定数20人とすると、今まで、この春までは、これで毎月200万円。それから、年額1人120万でありますから、20人とすると年額で2,400万円。これを、合併してから8年としますと1億9,200万円。これ、いわゆる毎月の報酬だけです。それ以外にボーナスがありますから、そのけたたるや、もう2億を超える金額になるわけですね。ほかのところは10万円高い報酬でやっている。そういう中で定数を2人減らしたじゃないか、あそこの自治体は3人減らしたじゃないかということで、その2人や3人減らしたところに目だけ奪われちゃって、比較・検討すること自体が間違っている。瑞穂市の方が、この8年間にもっと数億の議員報酬の経費節約をしてきているのが実際の事実なんですよ。

ですから、そのことを踏まえたときに、片一方の20人であったとしても、民意を反映させるという観点から考えるならば、別に経費節減は他の類似団体よりもよっぽどやっている

ですよ。よほど努力しておるんで、だったらあとの定数については、民意を代表するような20名で何が悪い。

その20名も、前回の選挙の結果をしてみると、来年の4月がそのとおりになるというわけじゃありませんよ。ただ、一つの例えとして考えたいと思うんですけども、前は20人で20番が日本共産党の土田さんだった。19番が熊谷祐子さんだったですね、1名減ということですけども。そうすると、大事なことは、議会の議席に少数派の声も代弁させていくというようなことが大事なんです。以前、全町1区の大選挙区制がもう当たり前の時代だった。ところが、穂積町は小選挙区制だったんですね。だから、その中で、別府の中だけで少数派が票をとっても当選できない。だから、4回も私は条例の直接請求をやりましたよ、大選挙区制にするための。

そして、松野文司町長のときに大選挙区制になった。途端に、逆に少数派は全町1区から票をとれるようになった。それが、1カ所でたくさんとれなくても、全町で田舎やいろんなところをばらばらにしながら、やっと1議席に結びついて、そして私自身も6回選挙をやりましたけれども、5回とも最下位なんです。私は、もう皆さん御存じのとおり、圧倒的に少数派ですよ。圧倒的な少数派、一匹オオカミで25年やってまいりました。それは、そういうふうな定数の問題、選挙制度の問題が、少数派に門戸が広く開かれておることが議会に出ていく条件になっているのではないんですかね。

そういう意味からすると、定数は別に瑞穂市は20名であったとしても、経費節約の点では、何回も繰り返し申し上げますが、類似団体に比べてよっぽど経費節減に努力してきたというふうに思うんですけども、いかがですか。

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 西岡議員の質問に答えさせていただきます。

20名で何が悪い。そうしたら、19名で何が悪いのかということではないでしょうか。

〔「今言ったよ。だから、民意の話」と3番議員の声あり〕

4番（庄田昭人君） だから、民意として減をするという声が多くあるのも一部、また少数が、最下位がそんなことではなく、19の中で市民の負託を受ける、これが一つの議員選挙ではないでしょうか。それが、最下位・トップの差はあるかもしれませんが、一つの、一人の議員として大きな意見を発することができる議員活動をしているというふうに私は考えております。定数を削減することによって、私だけの思いなれば、この提案が否決されるというように考えますが、多くの議会が賛成をいただき可決されることは、やはりこれは民意であるというふうに考えます。私一人が、削減だ削減だ、19だということでは、この条例は、この発案は通ることはありません。少数の声を聞くのも大事であります。私も大切にしたいと思っております。また、西岡議員の政治姿勢については大変敬意を感じております。その声もやはり大切な一つの

大きな声、それも理解をしておるつもりでございますので、何ら少数の議員を減らすんだと、そんな考えではありません。私としてのこの19、1名減ということは、しっかりと議員も胸に秘め、これからの議員生活をし、この4月にかかわってくる大きな問題になるのではないかと思っております。

また、議員報酬について、削減をしている他市町との比較ということを言われましたが、今の現状でどうかと。他市町から見ると瑞穂市が10万円安い、そんな問題ではないんではないか。1人にかかわる報酬が減になれば、大きな報酬の削減になるのではないかというふうに考えます。よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） とにかくまず結論から申し上げますと、この8年間の間に他の自治体に比べて2億円以上の経費の節約に努力してきたのが瑞穂市議会なんです。その事実をまず直視することが大事だというふうに私は思います。

そして、民意の反映について言えば、1議席の中に一人でも多くの住民の声を反映させること、それが、先ほど申し上げたような財政的努力をしているんですから、他の自治体に比べて並々ならぬ努力ですよ、2億円というのは。ほかの自治体、羽島が3人減らした、ほら4人減らした、どこかが2人、3人減らしたなんていうようなことを毎月、年額、8年間にしたって、瑞穂市ほどの議会費の節約には全然なっていないですよ。そういう、物を考えるときには具体的事実即して公平に考える。大衆に迎合するわけでもなく、本当のことをしっかり言う。そういうことが私は大事じゃないかと思うんですね。1名減で、1人年間450万ぐらいですね。だから、そのお金と、その節約と、1人の少数派の議員の議席、少数派の住民の議席の果たす役割というものを比較・考量したときに、私は、決して1名減らさなくても、20名でも十分一生懸命頑張ってやれば、住民にプラスになる活動はできるというふうに思いますけれども、ほかの人で質問されたい方も見えますから、そういうことではないですか。1議席の中に一人でも多くの住民の声を反映させる、それと450万と比べたときに、450万の方が大きいですか。

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 西岡議員の質問に答えさせていただきます。

羽島市の話がされましたが、羽島市と議員報酬を比べる。また、そこには考えなければならぬ点はあるかと思いますが、羽島市は私も少し調査させていただきました。

羽島市というまちは、自治会組織、しっかりした土台ができています。その中での議員定数減ではなかったかなと、そんなふうに思っております。ならば、瑞穂市が自治会がしっかりしていないのかということではなく、瑞穂市として、これから自治会をしっかり立ち上げておこうという一歩が始まるのではないかと。

議会の答弁を聞いていたときも、災害等を進めていく自治会組織の充実、これはまさしく今後さらに充実させていかなければならない点だと私も考えます。自治会組織が十分しっかりしてきたならば、さらに議員定数もよりよくまた考えなければいけない。瑞穂市全体の議員の代表として十分に議論し、削減、報酬もどうであるのか、きちっと進めていく。この12月議会でのことも考えれば、やっぱりしっかりと議員みずからが、この定数でいいのか、この議会がいいのか、この委員会構成でいいのか、十分議論をする価値はあると思っております。だから、20名だから聞ける、19名だからどうなんだということよりも、まずは一步踏み出す、さらに考えていくことも大切だという1名減。まずの始まりではないかな、議会も厳しく考えているよという、市民にこたえる。しかし、1名でいいのかということは、これからも議論をしていくことが必要だと。今の委員会構成がありますが、そのことも、さらに4名になったこと、そうすると委員会を一つ減らして組み合わせていく、そんな考えもひょっとすると持たなければ、委員会構成の十分な議論ができないのであればどうなるのか、研究・調査し、進めるべきと、そんなふうに考えております。1名の減によってどれだけの報酬がというよりは、まずは厳しく、その、まずは始まりだというふうに考えております。よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 質問をやめようと思ったんですけども、説明がよくわからないので聞きますけれども、自治会組織の充実というのは確かに大事ですよね。しかし、そのことと議員定数とは直接的に関係はするんですか。関係しないじゃないですか、そんなことは。議員定数の問題は、自治会組織のこととは別に、住民全体、つまり、今現在、瑞穂市は自治会に入らない人たちもたくさんふえてきておるんでしょう。だから、議員は自治会に組織された人だけではなくて、自治会に組織されていない人を含めた住民の代表者としての1議席なんです。そのことの認識をまずもってきちんとしていただかなければ、話はややこしくなります。

そのことを踏まえた上で、まず一步を踏み出すと。まず一步を出すことが1名減なのか。もっと議員の政策形成能力、さらにはチェック能力、そういうものを高めるためにどういうふうに、自主研修を含めて議会改革を行っていくのか等々も大事な一步の踏み出しであります。1名減が一步踏み出して、どういう根拠でそれは言っておるんですか。だから、もう少しきちんと整理をして、だれもが納得できるような趣旨説明をやっていただきたい。これ以上質問しませんけれど、そういうことで私の質問は終わります。

議長（星川睦枝君） ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷議員さん。

2番（熊谷祐子君） 議席番号2番、改革の熊谷祐子です。

趣旨説明を伺いました。質疑を、西岡議員と提出者の庄田議員さんで何回か議論のラリーが行われましたが、皆さん、お気づきの方もお気づきでない方も見えるかもしれませんが、最初の趣旨説明と最後の方の趣旨説明でぶれていたというのはお気づきでしたかしら。委員会構成の辺ですね。多分、庄田議員は気づいてみえたと思いますが、最初は、委員会構成が19人で何ら困ることはなかった、時間も十分かけられたと言われましたね。時間なんか、2人以上いればかけられるわけですよ。少なくとも時間にはかけられるわけですよ。委員会構成の何が問題だったかという、ほかは5人ですね。今1人足りないの、文教だけ4人になっているわけですね。19人で問題はなかったと、十分時間をかけられたとおっしゃったわけですが、4人ですね。私は傍聴へ行っているわけですが、1人、文教常任委員さんが欠席なされたことがあります。そうすると3人になるわけですね。うち、1人は庄田委員長さんのわけです。そうすると議論は2人になるわけです、欠席しちゃったからね。2人でやったんです。これで19人でも、19人だから4人のところが出てくる。4人のところで欠席者が1人いたら、委員長さんが司会で、議論は2人でやったんですよ。十分でしたか。十分できたということですか。議論は2人だったんです。ここをちょっとつかれたもんで、最後の方の趣旨説明の答弁では、今後問題があれば委員会を減らすとかと言われましたね。でも、提案のときには十分だと言われたわけですから、私は最初のところを聞きたいんです。

議論って、やっていると言まることがありますよね。詰まって一生懸命考えるわけですね、私なんかも。保育園のもそうでしたね。ちょっと戻しますが、今回、林教育次長さんに定員計画はどうなっていましたかと、民間参入のとき。そうしたら、最終的に牛牧地区はふえていくということをおっしゃった後で、その時点のことを聞いていますと私は一般質問で申し上げたら、その時点では定員計画はなかったというふうに言われましたよね。ですから、提案したときに問題がなかったと、19人で。ここを私はやっぱりきちんとしてもらいたいんです。2人で議論すると。それが問題がなかったかどうか、お願いします。

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 熊谷議員の質問に答えさせていただきます。

委員会で討論ができたかということで、4人で1名欠席で、2名であったと。私、委員長として司会をして、その2名で委員会が成り立ったのかということでございましたが、欠席をされたときの2名での、協議会でした、たしか。協議会での話は、私としては、西岡議員、若園議員、この2名の先輩方の意見を十分に聞かせていただいた、そのように感じております。何らそこに問題があり、議論が中断された。賛成意見・反対意見、これが不十分であったというふうには感じておりません。

その感じていない中ですが、先ほども言いましたが、19名でよい。これは提案の本当の理由は、19名になっておりますが、この午前中の削減の意見を聞いてということでありましたので、

現在の19名でということは間違いなくこれでよし。しかし、19名で本当によいのかということになれば、今後早々に検討しなければならないということで、その検討としては委員会構成も後に考えると。今の現状では、この19名でも十分議論ができるというふうに私は確信をしております。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） ここの違いなんですね、要するに、きっと。議論したのが委員長を除いて2人でも十分だったと思われるから出すわけですね、削減してもいいと。でも、民主主義は話し合いだと思います。議論の深みですね。どれだけ違う意見を重ねるかなんです。その点はどう思われますか。

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 熊谷議員の質問は、深みがあったのかということですが、それは、西岡議員、若園議員の議論が深みがなかったのかと言っているかな。十分に深みのあった議論をさせていただいたと私は考えております。委員会の中で、今回の協議会はずごく議論が厳しかったです。まさしく今この瑞穂市の話題となりました、12月の一般質問でもありました内容でございました。その内容につきましても、しっかりと時間をかけ、協議を重ね、その中の言葉でありました。なので、西岡議員と若園議員の、また小寺議員の意見も聞きながら、十分採決にも至ったのではないかなというふうに私は考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） あのとときには西岡議員と若園議員の議論でしたけど、2人でも十分深みがあったと。そうですか。3人の方が、深み・厚みはあるはずですよ。だったら、例えば議会の議員の19人、20人だけで物を決めちゃってもいいわけですよ。でも、今、情報公開がとっても大事になって、市民の声も聞くというふうになっていますよね。それから、執行部だけが物を決めちゃいけないという流れになっていますよね。資料をいっぱい出して、提案理由をちゃんと説明して、私たちはそれをさせている方ですから、8年前に私が出てきたときに比べると、そちら側に御着席の執行部の方々は、説明が本当に深み・厚み、量的にも多くなっていますよね。こちらにも非常に意見を出すようになっていきますね、活発に。この間、市長さんによその場でお会いしたら、本当にお疲れさまですと、議論の応酬が。そうしたら、こんなにできるようになったということだというふうにおっしゃって、二人で笑って、本当にそうですねというふうに私は申し上げましたけど、攻めまくっていましたが、私は議論で。でも、市長さんはそれをしっかり受けとめてくださって、私になったからこれだけ議論ができるようになったんだと。あっ、懐が深いと。そのとき、やっぱり懐が深い、私はだから応援させていただいたんで

すというふうに申し上げたんですけど、2人と3人で同じですと、これは暴論ですよ。議員の数もそうだし、委員会の人数もそうだし、執行部だけで物事を決めていいのかということもそうだし、市民もより多く政治参加をする時代なんですよ。それで、人数を削減しても全く同じだと提案者の庄田議員は言われますか。議論がですよ、厚み・深み。

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 熊谷議員の質問に答えさせていただきます。

人数が多いからより多くの深みのある議論ができるのか、人数が少ないからどうなのかということですが、基本条例をこれから採択しようとしている議員の資質を考えるならば、3人おってやらないとだめだと、いや、2人でもしっかりと能力を持ち、意見を持ち、討論・議論していくものだということは、2人でも3人でもできるのではないかなと考えます。2人だからできていない、それは暴論じゃないかなと私も思います。そんなふうに少ないからだめだということでは、議員の資質がどうなのかということではないかな。しかし、より多くの意見をとることも十分理解はできます。しかしということでございますので、2名だから、3名だから深みがあったのかということではないというふうに考えます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 多いから少ないからという乱暴な議論を私は一切申し上げておりません。2人と3人でと、あの事実を、協議会の、文教の、もとを申し上げておりますので、今のとおり受け取るならば、欠席した議員、小寺議員でしたね。いてもいなくてもよかったということですか。ということになっちゃいますよ、2人でも十分だったという。さっきおっしゃった若園議員と西岡議員で十分できたというのと同じですね、言い分は。小寺議員はいなくても十分だったという結論になりますよ、論理的に。いかがですか。

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 失礼します。熊谷議員の質問に答えさせていただきます。

小寺議員が見えたから見えないからということではなく、その時間としてということであります。なので、小寺議員がいなかったのも、その討論がうまく回らなかったか、小寺議員がいなくてもできたのではないか、そんなことは言うておりません。その小寺議員の欠席されたときにも、きちっと2人でもできたよと。副委員長としてやっぱり出席していただきたかった思いはありますが、議員ですので、中の協議会での欠席ということはあったかもしれませんが、その小寺議員の1名減によってどうであったか、僕は小寺議員がいなくてもできたんだということは一切考えておりません。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） こういう場合にこういう議論をしていて、またほかの人は聞いていて、だれが物を考えるかといったら、やっている当人同士じゃないんだそうですね。当人同士というのはどこまでも同じことを言いますから、自分の考えに基づいて。周りの人が考えるんだそうです、議論というのは。それは本当にそうだと思います。今最後に庄田議員がおっしゃったことは、論理的に御自分が質疑にずうっと答弁というか答えてきて、随分揺れている。失礼ながら、最後は言いわけめいたことまで言わなければならなくなってしまいますね。私は論理的に申しあげましたので。

それで、結論を申し上げますと、19人、全体で1人減ったわけですよ。でも、委員会構成は、あの時点で、そしてこの提案の時点で4人のところが出てきているわけです。それでも十分だった、やれていたというふうに趣旨説明でおっしゃいました。でも、今実証したように、あるところは4人になり、そこで欠席者が出たら3人になり、結果的に議論は司会者の委員長を除いて2人になったんです。それが、19人になった場合の実際に出てきたことなんです。それを同じだったというのは、そんなことを言っていないんですかという話なんです。それだけ指摘して質疑を終わります。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺徹でございます。

ただいま庄田議員から提案されました瑞穂市議会議員定数条例制定について、反対の立場で討論を行います。

提案の趣旨は、現在の定数を20人から19名に1名削減をするという趣旨でございます。私は、議員定数の削減には反対の立場で討論を行います。

この後に提案されます瑞穂市議会基本条例案の冒頭の前文の中で、市長と議会との関係をこのように書いております。「市長は、市政運営の最高責任者として予算、条例等を提案する強力な権限を有しているが、議会は、提案された予算、条例等が市民の福祉の向上につながるかを、市民の目線に立って審議し、監視しなければならない」ということで、議会としては市長の提案をしっかりと議論し、監視をする、チェックをすると、そういう機能を有しておるわけでございます。それには、多くの議員がしっかりと監視をしていくという点では、現在、瑞穂市議会が20名で行ってきました審議・監視というのは有効に働いてきたと思っております。提

案では、19人に1年間1人欠員になったと。それは何ら支障がなかったという提案でございますけれども、20人のときの方がさらに私はよかったと。何もあえてこれは減らす必要はないんじゃないかというのが私の趣旨でございます。

さらに、基本条例の中の第20条には、議員定数について条文を1個設けております。その中では、「議会は、議員定数について、行財政改革の視点及び他の自治体との比較だけでなく、市政の現状及び課題、並びに将来の予測及び展望を考慮し、議員定数が市民の多数の意見等を十分に議会に反映できる人数になるよう調査・検討に努める」ということで、住民の意見をいろんな角度から反映する、少数の意見も取り上げるという点では、議員の定数を一定確保していくということをここに定義づけておるわけでございます。そういう点では地方自治法では5万人から10万人の人口規模では30人の定数ということで、一つ一定の基準点を設けておりますけれども、30人ではちょっと多過ぎじゃないかということで、現在20人に落ちついておるわけですが、瑞穂市の財政状況、さらには議会の議員が市政を監視し、チェックするには現在の20人が妥当だということが、この議会基本条例の制定の趣旨からいっても言えるんじゃないかということでございます。そういう点で、今回提案されました20名から19名の1名削減の提案には反対をしたいと思います。

先ほど議論の中で、文教常任委員会での定数の問題もあるし、私がよんどころない用で欠席したことによって、審議が十分だったかどうかという議論がされましたけれども、この場をかりまして欠席したことに対して、これからなくすように十分気をつけたいと思いますが、よんどころない状況でございましたので、御勘弁をお願いいたします。

以上、討論といたします。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 5番 森治久君。

5番（森 治久君） 議席番号5番 森治久でございます。

議員定数20名から19名に1削減の賛成の立場で意見を申し上げます。

先ほど来、少数意見を尊重することの必要性、またそのためにはある程度の議員定数ということで、それが今の20名、もしくは、ややもすると20名、30名、40名、50名、100名、1,000名の議員がおれば、市民の声が市政に反映されるのではないかというような過剰な声に聞こえましたが、それは過剰に言えばでございますので、静かに聞いてください。

そのとき、逆に考えてください。仮に市民の過半数以上の方の望む施策が推進されなければならぬとするときに、逆に少数意見の代表者の方が多く出られておる現状が生じた場合、それは本来の意味で市民の声が、民意が反映されるまちづくりができるかということを考えていただければ、議員定数が多いということは、逆に市政の、またまちづくりの繁栄・発展のため

に、また多くの市民が望まれる市政・施策の推進に支障を来すということにもつながるということだけは、私、思います。

そのようなことを考える中で、現在20名、1名欠員での19名、瑞穂市の地理的な今の5キロ平方で、15分もあれば端から端まですべての市民の声を聞くことのできる地理条件、また今後瑞穂市は人口もふえるという中ではございます。そんな中でございますので、逆に羽島市、他市町が議員定数を、人口が6万、7万おられるようなところでも、定数を随分前に16名というようなことで設定をされておられるところもございますが、多くの市民の声を聞くためには、多くの議員がおれば一番よいことかも知れませんが、それをしっかりと市政に、市の発展のために反映させるためには、逆にその中でしっかりと、少数の議員になったとしても、切磋琢磨、建設的な意見・討論がなされる中で、瑞穂市の、将来どのような方向に向かうのがというような少数の意見の切り捨てではございませんが、そのようなことも今後必要ではないかとは思っています。今後も瑞穂市民は、人口は6万人ほどはふえるのではないかと推測・推計がされております。そのような人口がふえることを前提にしての19名であるということ、また多くの住民が、人口がふえることで多様化するニーズを聞くために、19名は必要であるということでの議員定数の1名削減の御提案でございますので、その点を十分御理解いただいて、御審議を、賛否をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 議席番号6番 棚橋敏明でございます。

20名の今の議員定数を19名にするということに対して、反対という立場でちょっと御意見申し上げます。

この20名という定員が決まったとき、その当時は松野幸信元市長でございます。その当時のことを、私が話の中で偶然伺ったことがございます。その当時は合併してすぐ、まだまだ巣南と穂積のすり合わせをいろいろやらなきゃいけない。それと同時に、このまちには、交通の要衝であるだけにさまざまな方々が住んでおられますと。ありとあらゆる方々がおられます。そのためには議員は、二元代表制である以上、少しでも多い方がいいですと。それはなぜかといったら、さまざまなニーズがある、これをだれが吸収するんですかと。執行部には苦情は来ます。でも、なかなか生の声は届きません。決まったこと以外はまず届きません。本当の底辺からのニーズ、その少数意見、それがすれすれの立場で出てくるはずです。それを吸収するのがちょうどいい20名じゃないかなとおっしゃられました。今さらこんなことを申し上げて、今は堀市政に変わったわけですから、非常に失礼な部分はあるかもしれませんが、それぐらいさまざまな方々がこの瑞穂市に、交通の要衝ということを求めてここに居住しておられます。その

ことを二元代表制のもとで拾うのが、またその人たちのニーズを理解するのが、またそれを執行部に伝えるのが、私たち一人でも多くの市会議員の役目じゃないでしょうか。

それと、まだまだこのまちは伸びます。恐らく人口6万人、それが7万人、このようにはなっていくでしょう。そのためにもまずは20名をキープして、そして本当にいい市会議員に皆さん勉強してなっていただく。私もそうです。そして、本当に市民の方々のニーズを聞いてこようじゃありませんか。それが、一番最初20名に決められたときも、同じようにこういったことは議論されたと思います。そのことを横に置いておいて、お金が足らんからこうしようか。そうじゃない。お金はこのままでもいいんですよ、議員報酬。もっともっといい意味でのパイプ役にみんなでなりましょうよ。私はそのように切に願います。そして、現状のままでいけるように、また現状の今のこのもとをつくった、20名の議員の定数の枠をつくった、そのときのさまざまな議論を尊重したいと思います。私はこのように考えております。どうかよろしく願います。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 山田隆義君。

14番（山田隆義君） 14番 山田でございます。

定数20名の削減に対する、19名にするという提案に対しまして、賛成の立場で申し上げます。

皆さん、20名で維持したいという方と、16名か18名にしたいという方、1名減にしたい方、いろいろあると思うんですよ。それについては一長一短あると思いますが、私は、皆さん冷静に、公人として聞いていただきたいことがあります。

皆さん、国会において消費税の問題、財源が足らんから消費税を上げると、毎日ぐらゐ揺さぶっていますね。財源が足らんなら足らんで消費税を上げてもいいけれども、国民に今現在の場合は理解していただけないよと。理解をしてもらおうというならば、行革をやりなさい。国会議員みずから身を削りなさい。衆議院議員は80名ぐらゐ、参議院議員は50名ぐらゐ減らかしなさい。そうしないと、国民の負担を強いる消費税上げには理解を求めるわけにいかないよというのが世論なんですよ。ところが、定数削減、自分の身を削る問題については、なかなか国会でも進みませんね。消費税を上げることはやりたいけれども、国会議員の人数を減らかすということはいいことだけれども、なかなか進まない。自分の身を削ることはちょっともやらのや。

瑞穂市においても、ああじゃこうじゃと、いろいろ減らかす方も維持する方も一長一短ありますよ。ありますけれども、自分の身を削らずして市民に、市民の税金でこれはやっているんでしょう。行政も、議会も、議員の報酬もやっているじゃありませんか。自分の身を削らずして、どうして市民から、税金が高い高いと言ってみえる人もあるんですよ。本当は高くないん

ですね。地方税法に基づいてきちっと、うちの瑞穂市が特別に高くしているわけじゃなし、特別に安くしているわけじゃございませんが、重税感があるんですよ。何であるかということ、サービスが悪いんです。国においては社会保障は充実されていない。だんだんだんだんと年金は削られてくるし、65から68になっていくとか、そうやっておいて、そして自分の身を削ることはやらん。これは、市会議員の定数の問題ばかりじゃないんですよ。国の流れがそうなんだから、これは。

だから、私は、議員の定数削減特別委員会ができたときに、特別委員会に喜んで入りました。私は、中へ入って、身を削るつもりで減らかさなあかんと。できたら4人減らかさなあかんと。しかし、最悪の妥協点は、私だけ4人4人と言ったって、賛成してもらわな何にもならへんで、接点は18人やと。2人減らかさんやということで意見は言いました。ここにちゃんと出ていますね。削減特別委員会で削減すべきとの意見はだれが言ったかということ、これ私が言いましたね、はっきり言って。議員定数の問題は10年ぐらい前から出ていて、少しも前へ進まない。毎回、次の議員に問題を先送りして、自分たちではよう決めへん。近隣市町村も定数は削減しているのだから、現状維持なんてもってのほかである。4人減らしてもいいが、妥当なのは2人減らすべきだ。2人ぐらいなら、何とかみんな賛成多数で、理解してもらえるかと思っただけでもらえへん。市民感情からいっても通らない。減らさなんだら、今度の選挙では大きなマイナスになるよ。そのためにこの特別委員会を設置したんだから、市民の声に感じないと選挙には不利になる。それは、自分たちのことばかり考えて選挙をやれば、そんなの不利になるに決まっておるでしょう。

歳費の問題は、定数削減を受けて、市長が諮問をしてやられることなので、とりあえず定数は2名削減でお願いしたいと言っているんですよ。歳費の問題は議員が決めることじゃないんです。確かに西岡議員がおっしゃるように、全国5万人有余の規模だと38万円ぐらいなんです。ところが、瑞穂市は25万5,000円と。12万5,000円安いことは安い。しかし、現在の社会情勢、それから定数が削減をせずして、歳費の問題が報酬審議会、諮問委員会に諮れたら、顔を洗って出直してこいということになりますよ。だから、そんなに調子いい話は市民感情からいって出せません。だから、ゆえに僕は4名ぐらい削減したかった。

しかし、4名ということは、とてもじゃないけど、皆さん、後ろを見たらだれもついてこやへんということになってはあきませんので、2名で何とか削減特別委員会で理解してもらえんかしらんと思っただけでも、なかなか理解をしてもらえず、きょうの委員長報告になったわけですね。委員長さんは、自分は裁決権が初めからないので、五分五分になったらあるかもしれんけれども、自分の腹を痛めたくないから、委員長報告のように現状維持やという報告になったよね、削減委員会では。ところが、松野藤四郎議員は立派やよ。委員長であるためにそういう報告をしなあかんで、報告したんだわ。ところが、やっぱり立派やというのは、市民感情からいって

も、国の流れからいっても、削減しないかんという個人的な、公人としての賢明な御判断を持っておられるわけですよ。だから、削減するについては賛成をされておるんです。立派ですよ。

僕は4名ぐらい減らかしてもらえばありがたいと思うんだけど、2名でも何とか思ったんだけど、2名はあかへん。減らかさないと、1名でも前へ進むわけですから、定数20名から1人でも減らかすということは、市民の要望に、時代の流れに沿った形でこたえるわけですので、私は賛成をいたすわけですよ。一つでも前へ車輪がいい方向へ回れば、私はよしとしなきゃなりませんので、経過は不満足な人数でありますけれども、その合意点が見出せなければ何もなりませんので、1名減らかすことについて、合意を何とか得られたと思いますので、本当に喜んでいる議員です。できれば全員が賛成をして御理解いただきますように、御賢明な御判断をよろしくお願い申します。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 議席番号2番、改革の熊谷祐子です。

私は、議員定数を20名から19名に減らすという提案に、反対の立場で討論をいたします。

私の反対のキーワードは三つでございます。Aは「民主主義」、二つ目のBとして「少数派の尊重」、三つ目のCの言葉として「議会のチェック機能」という言葉です。今、A B Cと申し上げましたのは、Aが最初に来てCが最後という意味じゃございません。何でA B Cとつけたかという、これをB C A、C A Bともつけられるわけですね。つまり輪になっているわけですね、この三つの言葉は。どれが最初ということはなく、この三つの言葉。例えば少数派の尊重は議会のチェック機能になり、これが民主主義だと、こういう言い方もできますし、Cを最初にして、議会のチェック機能のためには民主主義が必要であり、そのためには少数派の尊重が必要であると、A B C、B C A、C A Bと言えるわけです。

これを具体的に申し上げます。

ここに4年前の選挙の投票の順位を持っていますが、20人いるわけですね。だれが何票とったかというのがあるんですが、9月議会からの例で例えば挙げれば、過去にも何回かあったと思うんですが、一番直近の議会の9月議会で申し上げれば、私立保育園4億円を辛うじて10対8で否決しましたが、あるとき私は、この当選順位でいくと、私は否決したわけですから自分の立場から、否決した議員がどの位置にいるか、ちょっとチェックしてみたんです。これ否決した議員に丸をつけてみますと、見事に下の議員です。少数の票しかとらなかつた、比較的ですよ。そして、少数会派の議員が圧倒的に多いです。丸をしたら下に丸が来る。

これをもう一回分析しますと、有効投票は2万票ありました。正確には2万1,197、2万票とします。自民党と公明党で1万票以上とっています。半分とっちゃっているわけですね。こ

れが会派にそのまま出ていますよね。ほぼ半数が自民党新生クラブですよ。つまりこの間の大きな、いっぱい議論をした議案でも、自民党新生クラブの人が賛成に回って4億円の補助金。そして、比較的少数の票をとって、少数会派の人たちが反対で、辛うじてその人たちが通ったと。つまり少数派の議員たちが議会のチェック機能を果たしたと、結果として実証できるんです。つまり、さっき議案の提案の趣旨説明で言われましたが、新生クラブの発案であったと。瑞穂市議会の半数を占めている最大会派の票数もたくさん、1万票以上ですが、とっている新生クラブの発案なんですよ。そうすると、もう答えて、骨組みが見えてくるじゃないですか。つまり、これがもし通れば、瑞穂市議会の最大会派の自民党新生クラブによる少数会派の切り捨てになってしまうんです。そういうことになるんです。最初から私は、この削減特別委員会の提案理由も、裏ではそのように聞いていました。

提案理由のもう一つは、私が思うには、選挙を前にして、今どきの住民感情に非常にマッチした提案だと思うんです。この二つが結論だろうと思います。

きょう、特別委員会も随分傍聴へ行って資料もたくさんいただきましたが、この中のページ数がないですが、岐阜県下21市の議員数の削減率も見てみても、瑞穂市は既に33%ですね。岐阜市は11%しか削減していません。ほかに高山で20%、関で17%、中津川で20%、30に近いところがぞろぞろありますが、瑞穂市は既に33%削減しています。これをこれ以上削減するというのは少数派の切り捨てであり、それは冒頭のA B Cで申し上げたように、議会のチェック機能をより弱めることであり、民主主義を損なうことだと私は思います。

最後の結論を申し上げて、まだ迷っている議員の方に訴えたいと思います。

政治不信と言われます。日本は、ちょっとこのごろ陰ってきましたが、経済大国だけ政治は三流と言われてきました。今でも本当に政治家なんか信用できないというのがずうっと続いています。政治を変える流れは、ちょっとはやっぱりあるわけですね。私は民主党でもございませぬが、戦後長く続いた自民党保守の単独独裁が崩れ、ごちゃごちゃになったわけですが、やっぱりここも、瑞穂市議会も少数派の議員たちが変える流れだろうと思うんです。私は本当に少数派で、選挙も奇跡的に当選してきたと思うんです。3度目の奇跡はないんじゃないかと覚悟していますが、随分仕事をさせていただいたと思っています。少数派の議員というのが議会で果たす役割は、自分自身が、これで終わりかもしれないので、自負心を持つとともに、そういう議員の皆様が随分議会のチェック機能及び民主主義をだんだんだんだん厚くしてきた、強くしてきたというのを見てきました。この流れをとめないように、強めるようにという立場から、この提案に反対をいたします。どうぞ御自分の、本当は考えはそっちなんやけどと、熊谷さんに近いんやけどと思われた方は、最後の採決ではどうぞ勇気を出して、座っていただきたいと思います。終わります。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、25年間みずからの政治信念に従って、言うべきことはだれに対してもはっきり言い続けてまいりました。したがいまして、今回の定数削減条例案についても一言申し上げておきたいと思います。

先ほど山田議員は国会の話を出されて、消費税を上げたい、財源が足りないからと。そのためには国会議員みずからが身を削らなきゃいかんという話を、瑞穂市の議会の議員の身を削ることに結びつけられて、あたかも住民がそうかなと思いきや、全然外れておるんですよ。

どういうことかという、何回でも申し上げましたとおり、何のために議員定数を削減するか。経費削減だ。経費削減であるならば、8年間で2億円以上もの経費を削減しているではないか。身を削っていないのか。どこの自治体よりもたくさん削っているじゃないか。東海で一番歳費が低いのは瑞穂市。そういう現実を、山田議員が一番古参だから一番知っているはずなんだ。その事実を直視した上で身を削っているという立場を考えたときに、これ以上、20人を1名減らすだけです。そのことの意義がどれだけ住民にとってあるんですか。450万円、大切な住民の税金です。それはそうなんです。ですけれども、そのお金ぐらいなら、ほかで無駄なことを削ることはできるはず。それよりも、今、熊谷議員が言われたように、少数派の議員が一人でも多く市議会の議席に達するように、そのためには定数が15よりも18、18よりも20、順番が一番びりっけつの方が票が少ないんでしょう。だから少数派なんですよ。

私も、現実はこの25年間、町内会のおきから自治会も含めて、推薦を一回もお願いしたことはありません。それは、住民組織というのは選挙のための組織ではないし、住民の思想・信条はいろいろあります。ですから、それにたがをはめるような行為は憲法上してはならないというような気持ちを持っておりますので、したことはありませんけれども、あくまでも少数派ですよ。ですから、その少数派が議席を得るためにどうするか。予算上の可能な範囲の中でならば、1議席は20名はできますよ。出られます。

それともう一つ大事なことは、棚橋議員もおっしゃられたんだけど、二元代表ですよ。先ほど小寺議員も述べられましたけれども、定数が上限30。これ、地方自治法が以前に改正を、私に言わせれば改悪をされまして、定数が最低幾つというのが上限30とやったんですね。上限30ということは、5でも3でも2でもいいのか。そんなことどうするって、そんな5人や6人で、それでもええんか。

つまり地方自治法自身の規定の仕方がまずもって問題なんですよ。二元代表制であるというならば、瑞穂市の役場の実態を考えても、役場の職員は何百人ですよ。そして、揺りかごから墓場まで360度対応しておるんですよ、住民に対して。議会は、たった20人でその軍団に対してチェックをしなきゃいけない。二元代表制の実質的な担保が議会の側にあるか、人材も含めて、調査能力を含めて。そのことをしっかり考えずに、ほかのところが減らしているから減らす。ほかのところの経費節減なんて大したことないですよ、2人や3人減らして。わずかなんですよ。ですから、レンズを引いて、もう少し全体を見て考えていかなきゃいけない。そうでないと、二元代表制の一翼である議会の側の解体だけがどんどん進んでいく。何となれば、地方自治法でだって、議회를置かなくても、住民総会をやればよいという規定があるでしょう。その最先頭を行っているのが、例えば名古屋の河村市長であり、大阪の橋下市長ですよ。議会じゃなくて、住民協議会をやればよいとなってくるんですよ。そうしたら何のための二元代表制なのか。実は今、自治体改革の名でもって二元代表制の解体が同時並行的に進んでいるということに対する地方議員の危機感を持っておかないと大変なことになるというふうに私は思っております。

ですから、繰り返しになりますけれども、一人でも住民の声を1議席に結びつけるように、予算が可能な限り最大限努力をする。そのことが行政や我々議員の責任である。このことをお訴えを申し上げまして、私の反対の討論にかえさせていただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） これで討論を終わります。

これから発議第7号瑞穂市議会議員定数条例の制定についての採決をします。

発議第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、本案については議長は可決と裁決します。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は2時45分からです。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時47分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議会基本条例検討特別委員会の最終報告の件（委員長報告）

議長（星川睦枝君） 日程第16、議会基本条例検討特別委員会の最終報告の件を議題にします。

本件について、委員長の報告を求めます。

議会基本条例検討特別委員会委員長 広瀬武雄君。

議会基本条例検討特別委員長（広瀬武雄君） 議席番号7番 広瀬武雄でございます。

ただいまは議長からの発言の許可をいただきましたので、瑞穂市議会会議規則第39条の規定によりまして、議会基本条例検討特別委員会の審査の経過及び結果を報告いたします。

当委員会は、本年4月に第1回目を開催して以来、合計12回開催し、条文については慎重に検討を重ね、論議してまいりました。

まずもって4月12日に、議会基本条例制定済みの先進地である市町から最も近距離の北方町を選びまして、私と小寺副委員長が、北方町の当時の議会基本条例策定に携わられました委員長と副委員長に面談し、その策定プロセスを丹念に聞き取ってまいりました。

また、さらには8月には、既に議会基本条例を制定されている長野県塩尻市を訪ねまして、条例策定の手法、市民との意見交換会の開催など、いろいろとお尋ねし、条例策定の参考といたしました。

9月には、議員の皆様方に条例の素案を提示し、御意見をいただきました。

また、10月24日より先月の11月18日までの間には、市民の皆様から御意見をいただくためのパブリックコメントを実施し、30件もの多数の御意見をいただきました。本委員会におきまして、そのいただいた御意見の一つ一つについて検討・協議し、その結果を議員の皆様にも見ていただき、ホームページに公表しております。ここに御協力いただきました皆様方に、この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げますとともに、感謝を申し上げる次第でございます。

瑞穂市議会基本条例は、議会・市長・市民がともに協力し合い、市政の発展と豊かなまちづくりの実現を目的とするものであり、前文及び第1章総則から第10章最高規範性と見直し手続までの全25条から成るものであります。この条例は、瑞穂市議会運営における最高規範とし、議会及び議員の活動や役割、また市長または市民とのかかわりなどを明確に規定し、市民にわかりやすい開かれた議会を推進するものであります。

この瑞穂市議会基本条例は委員会提案とし、議長に提出してございます。後ほど御審議のほどをよろしくお願い申し上げたいと思いますと同時に、これをもちまして議会基本条例検討特別委員会の委員長報告を終わります。平成23年12月16日、議会基本条例検討特別委員会委員長 広瀬武雄。

議長（星川睦枝君） これで、議会基本条例検討特別委員会の委員長報告は終わりました。

お諮りします。ただいまの報告のとおり、議会基本条例検討特別委員会の所掌事務について、特別委員会としての調査が終了しましたので、議会基本条例検討特別委員会を解散したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、議会基本条例検討特別委員会を解散することに決定しました。

日程第17 発委第5号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第17、発委第5号瑞穂市議会基本条例の制定についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

7番 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） 引き続きまして、議長のお許しをいただきましたので、瑞穂市議会基本条例の制定についての提案をさせていただきます。

瑞穂市議会基本条例の制定について。

次の理由により、上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第110条及び瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

理由、瑞穂市議会及び議員に求められる役割や責務などを明確にし、市民に開かれた議会を推進するため、瑞穂市議会基本条例を提出するものであります。

簡単でございますが、以上でございます。

議長（星川睦枝君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発委第5号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、発委第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第5号を採決します。

発委第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

日程第18 発議第6号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第18、発議第6号災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

12番 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 議席番号12番 若井千尋でございます。

ただいま星川議長より発言のお許しをいただきましたので、清水治議員、庄田昭人議員に御賛成をいただきまして、災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書。

東日本大震災発生から9ヵ月が経過した今の被災地の復旧・復興は遅々として進まず、多くの被災者が困難な生活を余儀なくされています。今後、本格的な復旧・復興へ向けては、物流インフラの復旧、上下水道や学校施設等公共施設の復旧などへの重点投資が求められています。

一方、大震災を受けて、多くの地域で災害対策のあり方が見直される中、災害に強いまちづくりのための集中的かつ計画的な社会資本整備が求められています。

今後、被災地の本格的な復旧・復興とあわせて、地震や津波等の自然災害に対する防災・減災対策としての社会インフラ整備、学校施設の耐震化の着実な実施など、災害時を想定した国民の生命・財産の保護につながる社会資本整備に係る公共投資については、地域のニーズを踏まえつつ、国の責任として積極的に進める必要があります。

よって、政府におかれては、災害に強い日本の構築に向けて、地震や台風などの災害から国民の安全・安心を守るために必要な社会資本の整備を推進するよう強く求めます。

1．東海・東南海・南海地震の影響が想定される地域のミッシングリンクの解消を初め、幹線道路ネットワークを構成する道路を優先的に整備すること。

2．学校施設の防災機能の向上のための環境整備の充実を図りつつ、公立学校の耐震化を加速度的に推進すること。

3．公共施設や社会インフラの維持・管理など、計画的な老朽化対策を推進すること。

4．地盤の液状化による災害を抑制するための技術的ガイドラインを早急に作成するなど、

宅地被害対策の強化を図ること。

なお、提出先は、野田佳彦内閣総理大臣、前田武志国土交通大臣、中川正春文部科学大臣、以上でございます。地方自治法第99条の規定及び瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出いたします。

以上、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（星川睦枝君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第6号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決します。

発議第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議員派遣について

議長（星川睦枝君） 日程第19、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を瑞穂市議会会議規則第162条の規定により提出しております。

内容については、平成24年2月3日に、岐阜県市議会議長会の主催による議長会議及び講演、情報交換会が郡上市総合文化センター及び郡上八幡「ホテル積翠園」で開催されるため、議長

に同行して会議に出席する副議長を派遣したくと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願います。

これで本日の日程は全部終了しました。

閉会の宣告

議長（星川睦枝君） 会議を閉じます。

平成23年第4回瑞穂市議会定例会を閉会します。

閉会 午後3時04分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成23年12月16日

瑞穂市議会 議長 星川 睦枝

議員 広瀬 武雄

議員 松野 藤四郎